

平成30年度 宮崎県

人事委員会年報



令和元年 9 月

目 次

第 1 章 組織及び運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会委員	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会の開催状況	3
5	人事委員会規則の制定及び改廃の状況	7
6	条例の制定・改廃に関する意見回答	8
7	歴代人事委員就任、退任状況	9
8	事務局	12
9	歴代事務局長就任、退任状況	14

第 2 章 任用関係

1	採用試験の概要	16
	第 1 表 採用試験の実施日程	16
	第 2 表 採用試験の受験資格	17
	第 3 表 採用試験の実施結果	18
	第 4 表 各種試験の受験者と合格者の推移	19
	第 5 表 警察官採用共同試験依頼都府県別受験者の推移	20
2	人材確保対策	20
3	採用候補者名簿からの採用概況	20
	第 6 表 平成29年度採用候補者名簿からの採用状況	21
4	採用候補者名簿の失効	22
5	職員の任用及び退職の状況	22
	(1) 職員の定数と現員	22
	第 7 表 定数の推移	22
	第 8 表 部局別、給料表別職員数	23
	(2) 選考の状況	24
	第 9 表 任命権者別、給料表別採用状況	24
	第10表 任命権者別、給料表別昇任（役付）状況	24
	(3) 退職の状況	25
	第11表 原因別退職者数	25
6	人事行政調査の実施	25

第 3 章 給与関係

1	職員の給与等の実態	26
	(1) 職員数	26
	第12表 給料表別職員数	26
	(2) 職員の平均年齢及び男女別構成	27
	第13表 給料表別平均年齢及び男女別職員構成	27
	(3) 職員の学歴別構成	28
	第14表 給料表別学歴別職員構成	28
	(4) 職員の級別構成	29
	第15表 給料表別級別職員構成	29
	(5) 給与の支給状況	30
	第16表（その1）給料表別平均給与月額	30
	第16表（その2）平均給与月額の推移	31

2	民間給与の実態 -----	32
	(1) 初任給 -----	32
	第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給 -----	32
	(2) 職種別平均給与 -----	33
	第18表 職種別平均給与（全企業規模） -----	33
	(3) 特別給 -----	33
	第19表 特別給の支給状況（全企業規模） -----	33
3	給与等に関する報告及び勧告 -----	34
4	給与の支払監理 -----	38

第4章 審査関係

1	措置要求、審査請求の審査等 -----	39
	(1) 勤務条件に関する措置要求 -----	39
	第20表 勤務条件に関する措置要求の係属状況 -----	39
	(2) 不利益処分に関する審査請求 -----	39
	第21表 不利益処分に関する審査請求の係属状況 -----	39
	(3) 職員の苦情の処理 -----	39
	第22表 苦情相談件数 -----	39
2	労働基準監督機関としての職権の行使 -----	40
	第23表 労働基準法別表第1による県の各事務（業）所の区分 -----	40
	第24表 労働基準監督機関としての主な監督事項の実績 -----	43
	第25表 ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況 -----	44
3	職員団体関係 -----	45
	(1) 管理職員等の範囲 -----	45
	第26表 管理職員等の範囲を定める規則別表の改正状況 -----	45
	第27表 管理職員等の指定状況 -----	48
	(2) 職員団体の登録 -----	49
	第28表 登録職員団体の状況 -----	49
4	分限及び懲戒 -----	50
	第29表 職員の分限及び懲戒処分の状況 -----	50

第5章 資料

1	県職員採用試験の状況 -----	51
2	給与勧告の経緯 -----	61

第 1 章

組 織 及 び 運 営

1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、都道府県及び指定都市（地方自治法第252条の19第1項）は条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和26年6月12日宮崎県人事委員会設置条例（昭和26年宮崎県条例第19号）により人事委員会が設置された。

2 人事委員会委員

人事委員会の委員は、県議会の同意を得て知事が選任する。

任期は4年であり、現在の委員は次のとおりである。

（平成31年 4月 1日現在）

職名	氏名	就任年月日	職歴
委員長	濱 砂 公 一	平成29. 10. 25～平成33. 10. 24 (委員長 平成29. 11. 10から)	元企業局長
委員	郷 俊 介	平成19. 7. 19～平成23. 7. 18 平成23. 7. 19～平成27. 7. 18 平成27. 7. 19～平成31. 7. 18	弁護士（現）
委員	山口 ひろみ	平成30. 10. 8～平成34. 10. 7	社会保険労務士（現）

*郷委員は、平成19. 7. 19から委員長職務代理委員

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は人事行政の全般にわたるもので、その処理する事務は次のとおりである。

- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与がこの法律（地方公務員法）及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務。

4 人事委員会の開催状況

平成30年度における人事委員会は、26回開催され、定例会が24回、臨時회가2回であった。
なお、会議内容は、次のとおりである。

平成30年度の人事委員会の議案等

開催年月日	定例 臨時 の別	議 案 等
30. 4. 10 第1回	定 例	【議 案】 1 平成29年度第27回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 【報告事項】 1 平成29年度の職員の選考実績について
30. 4. 24 第2回	定 例	【議 案】 1 平成30年度第1回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 平成30年度職員採用試験について 【報告事項】 1 平成30年職種別民間給与実態調査等の実施について 2 平成29年度の「職員の苦情処理」の状況について
30. 5. 10 第3回	定 例	【議 案】 1 平成30年度第2回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 【報告事項】 1 宮崎県地方公務員労働組合共闘会議からの要求について 2 平成29年度の分限処分及び懲戒処分の状況について
30. 5. 21 第4回	定 例	【議 案】 1 平成30年度第3回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 【報告事項】 1 平成30年度職員採用試験(大学卒業程度)等の受験申込者数の状況(中間)について
30. 6. 7 第5回	定 例	【議 案】 1 平成30年度第4回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 【報告事項】 1 平成30年度職員採用試験(大学卒業程度)等の受験申込者数の状況(確定)について 2 派遣職員について 【その他】 1 知事部局等における「働き方改革」に係る取組方針等について
30. 6. 21 第6回	定 例	【議 案】 1 平成30年度第5回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 【報告事項】 1 職員の通勤実態調査の実施について 2 平成29年県職員休暇等取得状況調査の実施について
30. 7. 10 第7回	定 例	【議 案】 1 平成30年度第6回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 単身赴任手当の運用通知の一部改正について 【報告事項】 1 平成30年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度)、保健師採用試験及び薬剤師採用試験の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 平成30年職種別民間給与実態調査の実施状況について

開催年月日	定例 臨時 の別	議 案 等
30.7.20 第8回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度第7回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 身体障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度県職員採用試験(大学卒業程度(社会人))の第1次試験合格者の決定について <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 春闘等の状況について
30.8.14 第9回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度第8回人事委員会(定例会)の議事録の承認について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度警察官採用試験A(男性)及び警察官採用試験A(女性)第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について 2 平成30年人事院勧告等の概要について
30.8.23 第10回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度第9回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 平成30年度職員採用試験(大学卒業程度)、保健師採用試験及び薬剤師採用試験第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更について
30.9.5 第11回	臨 時	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度第10回人事委員会(定例会)の議事録の承認について <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の基本方針(案) <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度職員採用試験(高等学校卒業程度)、臨床検査技師採用試験、警察官採用試験B(男性・女性)及び身体障がい者を対象とする職員採用選考試験の受験者申込者数の状況について 2 平成30年県職員給与等実態調査等の結果について 3 平成30年職種別民間給与実態調査の結果について 4 平成29年度県職員休暇等取得状況調査の結果について 5 平成30年度九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の結果について
30.9.13 第12回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度第11回人事委員会(臨時会)の議事録の承認について 2 平成30年度職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・電気・土木(社会人)))第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年「職員の給与等に関する報告及び勧告」(案)について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県地方公務員労働組合共闘会議等との事務局長会見結果について
30.9.20 第13回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度第12回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 平成30年度警察官採用試験A(男性・女性)第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 4 職務の級及び号給等の決定に係る承認について 5 平成30年「職員の給与等に関する報告及び勧告」(案)について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県地方公務員労働組合共闘会議等との委員長会見結果について

0

開催年月日	定例 臨時 の別	議 案 等
30.10.5 第14回	定 例	<p>【議 案】</p> <p>1 平成30年度第13回人事委員会(定例会)の議事録の承認について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 平成30年度職員採用試験(高等学校卒業程度)及び臨床検査技師採用試験第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について</p> <p>2 平成30年人事委員会勧告の実施状況について</p>
30.10.19 第15回	定 例	<p>【議 案】</p> <p>1 平成30年度第14回人事委員会(定例会)の議事録の承認について</p> <p>2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について</p> <p>【その他】</p> <p>1 平成30年九州各県人事委員会報告・勧告の実施状況について</p>
30.11.9 第16回	定 例	<p>【議 案】</p> <p>1 平成30年度第15回人事委員会(定例会)の議事録の承認について</p> <p>2 平成30年度職員採用試験(高等学校卒業程度)及び臨床検査技師採用試験の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 平成30年度警察官採用試験B(男性)及び警察官採用試験B(女性)の第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について</p> <p>2 平成30年度身体障がい者を対象とする職員採用選考試験の第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について</p> <p>3 「勤務環境等に関する調査」の実施について</p> <p>【その他】</p> <p>1 平成30年各都道府県人事委員会の報告・勧告状況について</p> <p>2 平成30年度年末確定交渉妥結結果概要について</p>
30.11.27 第17回	定 例	<p>【議 案】</p> <p>1 平成30年度第16回人事委員会(定例会)の議事録の承認について</p> <p>2 職員の選考について</p> <p>3 平成30年度身体障がい者を対象とする職員採用選考試験第2次試験合格者の決定について</p> <p>4 11月定例県議会へ提出された条例案に対する人事委員会の意見について</p>
30.12.14 第18回	定 例	<p>【議 案】</p> <p>1 平成30年度第17回人事委員会(定例会)の議事録の承認について</p> <p>2 職員の選考について</p> <p>3 職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人事委員会規則等の一部改正等について</p>
30.12.21 第19回	定 例	<p>【議 案】</p> <p>1 平成30年度第18回人事委員会(定例会)の議事録の承認について</p> <p>2 「選考により採用する職」の承認について</p> <p>3 平成30年度警察官採用試験B(男性)及び警察官採用試験B(女性)第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について</p>

開催年月日	定例臨時 の別	議 案 等
31. 1. 10 第20回	定 例	<p>【議 案】</p> <p>1 平成30年度第19回人事委員会(定例会)の議事録の承認について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 平成30年度宮崎県職員採用試験合格者の内定状況について</p> <p>2 給与の支払監理及び勤務環境等に関する実地調査の実施について</p>
31. 1. 23 第21回	定 例	<p>【議 案】</p> <p>1 平成30年度第20回人事委員会(定例会)の議事録の承認について</p> <p>2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について</p> <p>3 人事評価結果の給与への反映における昇格時の特例的な号給決定の包括承認について</p>
31. 2. 8 第22回	定 例	<p>【議 案】</p> <p>1 平成30年度第21回人事委員会(定例会)の議事録の承認について</p> <p>2 平成31年度県職員採用試験日程について</p> <p>3 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について</p> <p>【協議事項】</p> <p>1 職員採用試験制度の見直しについて</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 給与の支払監理の結果について</p> <p>【その他】</p> <p>1 県警察職員の居住地規制緩和について</p>
31. 2. 20 第23回	定 例	<p>【議 案】</p> <p>1 平成30年度第22回人事委員会(定例会)の議事録の承認について</p> <p>2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について</p> <p>3 「選考により採用する職」の承認について</p> <p>4 一般任期付職員の任期の更新に係る承認について</p> <p>5 平成29年度職員採用試験(大学卒業程度)等採用候補者名簿の失効について</p>
31. 3. 5 第24回	定 例	<p>【議 案】</p> <p>1 平成30年度第23回人事委員会(定例会)の議事録の承認について</p> <p>2 職員の選考について</p> <p>3 一般任期付職員の任期を定めた採用に係る承認について</p> <p>4 勤務延長の期限の延長承認について</p> <p>5 職員の任用に関する規則等の一部改正について</p> <p>6 2月定例県議会へ提出された条例案に対する人事委員会の意見について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 勤務環境等に関する実地調査の結果について</p>
31. 3. 19 第25回	臨 時	<p>【議 案】</p> <p>1 平成30年度第24回人事委員会(定例会)の議事録の承認について</p> <p>2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について</p> <p>3 職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人事委員会規則等の制定等について</p> <p>4 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う人事委員会規則等の制定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 派遣職員について</p>
31. 3. 25 第26回	定 例	<p>【議 案】</p> <p>1 平成30年度第25回人事委員会(臨時会)の議事録の承認について</p> <p>2 人事委員会事務局職員の人事異動について</p> <p>3 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について</p> <p>4 人事異動等に伴う人事委員会規則等の一部改正等について</p> <p>5 公印規程の一部改正について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 派遣職員について</p>

5 人事委員会規則の制定及び改廃の状況

規 則 等	公布年月日・規則番号	施行年月日 (適用年月日)
初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	平成30年12月20日人事委規則第14号	30.12.20 (30.4.1)
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年12月20日人事委規則第15号	30.12.20 (30.4.1)
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年12月20日人事委規則第16号	30.12.20 (30.4.1)
宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則	平成30年12月20日人事委規則第17号	30.12.20 (30.4.1)
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年12月20日人事委規則第18号	30.12.20 (30.4.1) 31.4.1
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	平成31年3月18日人事委規則第1号	31.3.18
平成30年改正県給与条例附則第6項から第9項まで及び平成30年改正市町村立学校給与条例附則第5項から第8項までの規定による給料に関する規則	平成31年3月28日人事委規則第2号	31.4.1
平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項までの規定による給料に関する規則を廃止する規則	平成31年3月28日人事委規則第3号	31.4.1
平成27年改正退職手当条例の施行に伴う経過措置に関する規則を廃止する規則	平成31年3月28日人事委規則第4号	31.4.1
時間外勤務命令の上限時間等に関する規則	平成31年3月28日人事委規則第5号	31.4.1
職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	平成31年3月28日人事委規則第6号	31.4.1
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	平成31年3月28日人事委規則第7号	31.4.1
特定の職員に対する地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成31年3月28日人事委規則第8号	31.4.1
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	平成31年3月28日人事委規則第9号	31.4.1

6 条例の制定・改廃に関する意見回答

議 案 名	回答年月日	回 答 内 容
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	30.11.27	異議ありません
市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例		
職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	31.3.5	異議ありません
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例		

7 歴代人事委員就任、退任状況

(平成31年4月1日現在)

委員名	就任年月日	退任年月日	備考
高橋隆道	S26. 6. 12	S27. 8. 10	初代委員長(S26. 6. 14～S27. 8. 10)
門川 暴	S26. 6. 12	S27. 5. 18	死亡退職
宗像英二	S26. 6. 12	S30. 1. 10	3代委員長(S28. 9. 4～S29. 4. 14)
曾木重貴	S27. 7. 22 S28. 6. 26	S28. 1. 20 S28. 12. 24	
中村 肇	S27. 9. 29 S28. 6. 26	S28. 6. 11 S32. 6. 25	2代委員長(S27. 10. 8～S28. 6. 11) 5代委員長(S29. 9. 15～S30. 6. 15)
栗原一男	S28. 12. 25 S29. 7. 9	S29. 6. 11 S32. 7. 31	4代委員長(S29. 4. 15～S29. 6. 11)
榑本輝義	S30. 6. 16 S34. 7. 1	S34. 6. 15 S38. 6. 1	6代委員長(S30. 7. 1～S38. 6. 1) 死亡退職
坂田春男	S32. 8. 9 S36. 10. 12	S36. 8. 8 S40. 10. 11	
杉原精一	S32. 9. 16 S33. 8. 15 S37. 8. 15	S33. 7. 8 S37. 8. 14 S41. 8. 14	
斉藤一夫	S38. 7. 1	S42. 6. 30	7代委員長(S38. 7. 1～S41. 6. 30)
岩切 護	S40. 10. 12	S42. 7. 4	8代委員長(S41. 7. 1～S42. 7. 4)
藤崎晴誓	S41. 9. 16	S42. 7. 4	
蒲生昌作	S42. 7. 7	S43. 12. 23	9代委員長(S42. 7. 7～S43. 12. 23)
山内安朗	S42. 7. 7	S44. 3. 31	
富高憲晃	S44. 1. 27	S44. 3. 31	10代委員長(S44. 1. 27～S44. 3. 31)
田内市郎	S44. 4. 1 S44. 10. 12	S44. 10. 11 S46. 8. 6	11代委員長(S44. 4. 1～S46. 8. 6)
川越光明	S44. 4. 1 S45. 9. 29 S49. 10. 8	S45. 9. 15 S49. 9. 28 S53. 10. 7	13代委員長(S48. 10. 15～S49. 9. 28) 14代委員長(S49. 10. 8～S53. 10. 7)
小倉庄八	S46. 7. 15	S48. 6. 15	

委員名	就任年月日	退任年月日	備考
豊留勉	S46.10.1	S48.10.11	12代委員長(S46.10.4~S48.10.11)
杉本勤	S42.7.7 S48.7.9 S50.7.19 S54.7.19 S58.7.19 S62.7.19 H3.7.19	S46.7.6 S50.7.14 S54.7.18 S58.7.18 S62.7.18 H3.7.18 H7.7.18	
廣瀬與一	S48.10.12 S52.10.25 S56.10.25	S52.10.11 S56.10.24 S60.10.24	15代委員長(S53.10.12~S56.10.24) 16代委員長(S56.10.25~S60.10.24)
南崎洋史	S53.10.8 S57.10.8	S57.10.7 S59.6.21	
江夏順吉	S59.7.7	S60.10.7	
後藤一高	S60.10.25 H元.10.25 H5.10.25 H9.10.25	H元.10.24 H5.10.24 H9.10.24 H13.10.24	17代委員長(S60.10.25~H元.10.24) 18代委員長(H元.10.25~H5.10.24) 19代委員長(H5.10.25~H9.10.24) 20代委員長(H9.10.25~H13.10.24)
谷口善弘	S60.12.11 S61.10.8 H2.10.8 H6.10.8	S61.10.7 H2.10.7 H6.10.7 H10.10.7	
佐藤安正	H7.7.19 H11.7.19 H15.7.19	H11.7.18 H15.7.18 H19.7.18	
酒井盛行	H10.10.8	H14.10.7	
岡田章一	H13.10.25	H17.10.24	21代委員長(H13.10.30~H17.10.24)
久田ヤヨイ	H14.10.8	H18.10.7	
黒木奉武	H17.10.25 H21.10.25	H21.10.24 H23.9.30	22代委員長(H17.10.31~H21.10.24) 23代委員長(H21.10.27~H23.9.30)
江夏由宇子	H18.10.8 H22.10.8 H26.10.8	H22.10.7 H26.10.7 H30.10.7	
郷俊介	H19.7.19 H23.7.19 H27.7.19	H23.7.18 H27.7.18 (現在)	
村社秀継	H23.10.1 H25.10.25	H25.10.24 H29.10.24	24代委員長(H23.10.5~H25.10.24) 25代委員長(H25.10.25~H29.10.24)

委員名	就任年月日	退任年月日	備考
濱 砂 公 一	H29. 10. 25	(現 在)	26代委員長(H29. 11. 10～ 現在)
山 口 ひろみ	H30. 10. 8	(現 在)	

8 事務局

(1) 組織

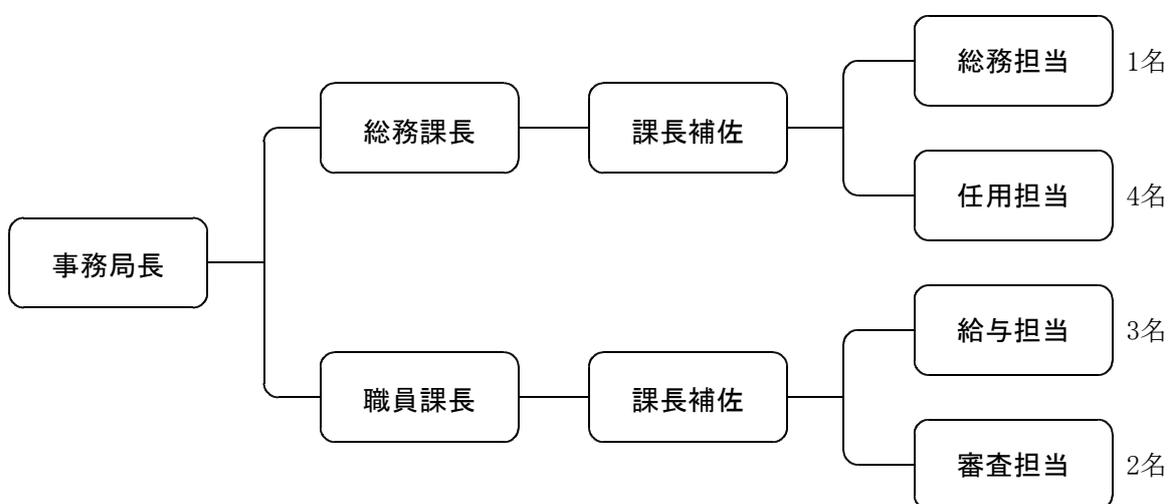
昭和26年6月14日付けで初代事務局長が任命され、総務課、調査課の2課制で、職員18名をもって発足した。

昭和57年4月1日付けの組織改正により、調査課を職員課に改め、課にそれぞれ課長補佐を配置し、係について、庶務係の名称を総務係に変更し、任用係と職員係を統合して任用係とした。

また、任用係を総務課へ、給与係を職員課へそれぞれ移管した。

平成16年4月1日付けで定数が18名から15名となった。

平成17年4月1日から係制を廃し、担当制を導入した。



(2) 職員の現員（平成31年4月1日現在）

	事務局長	課長	課長補佐	主幹	主査	主任主事	主事	計
現員	1	2	2	2	2	2	4	15

(3)分掌事務

○総務課

- 1 事務局職員の任免、服務その他人事に関する事。
- 2 事務局職員の研修及び福利厚生に関する事。
- 3 委員会等の公印管守に関する事。
- 4 文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 5 予算及び会計に関する事。
- 6 財産及び物品の管理に関する事。
- 7 人事委員会の議事に関する事。
- 8 人事委員会規則その他諸規程の制定に関する事。
- 9 広報に関する事。
- 10 業務の状況の報告に関する事。
- 11 職員の研修に関する計画の立案及び勧告に関する事。
- 12 職員の営利企業等の関与及び従事制限その他服務に関する事。
- 13 職員の競争試験及び選考に関する事。
- 14 任用候補者名簿の作成及びこれによる任用方法の制定に関する事。
- 15 人事行政に関する事項の調査、人事記録の管理その他人事に関する統計報告の作成に関する事。
- 16 職員の任命方法基準の制定に関する事。
- 17 条件附採用又は臨時的任用の統制に関する事。
- 18 職員の定年等に関する事。
- 19 人事評価、研修その他職員に関する制度の研究に関する事。
- 20 他課の主管に属さない事務に関する事。

○職員課

- 1 職員の人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究に関する事。
- 2 給与・勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関する事。
- 3 職員に対する給与支払の監理に関する事。
- 4 職員の苦情の処理に関する事。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。
- 6 職員に対する不利益な処分についての審査請求の審査に関する事。
- 7 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。
- 8 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求に関する事。
- 9 職員の分限及び懲戒に関する事。
- 10 職員の労働基準監督に関する事。
- 11 職員団体に関する事。
- 12 退職管理に関する任命権者に対する調査の要求等に関する事。

9 歴代事務局長就任、退任状況

(平成31年4月1日現在)

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
石川真澄	昭和 26. 6. 14	昭和 34. 5. 21	
藤崎晴誓	〃 34. 5. 22	〃 41. 3. 31	退職
染矢武男	〃 41. 4. 1	〃 42. 7. 19	地方労働委員会事務局長へ
永井秀雄	〃 42. 7. 20	〃 44. 3. 31	消防学校長へ
田内市郎	〃 44. 4. 1	〃 46. 8. 6	福祉生活部長へ
村上幸一	〃 46. 8. 7	〃 53. 3. 31	議会事務局長へ
辺保真一	〃 53. 4. 1	〃 55. 3. 31	福祉生活部長へ
杉尾三夫	〃 55. 4. 1	〃 57. 3. 31	福祉生活部長へ
中島茂樹	〃 57. 4. 1	〃 58. 3. 31	議会事務局長へ
甲斐俊則	〃 58. 4. 1	〃 59. 3. 31	退職
森山博	〃 59. 4. 1	〃 60. 3. 31	退職
松野義臣	〃 60. 4. 1	〃 62. 3. 31	福祉生活部長へ
緒方信	〃 62. 4. 1	平成 2. 3. 31	退職
岩切成正	平成 2. 4. 1	〃 3. 3. 31	退職
稲留一哉	〃 3. 4. 1	〃 4. 3. 31	東京事務所長へ
児玉純一	〃 4. 4. 1	〃 5. 3. 31	総合博物館長へ
安藤忠恕	〃 5. 4. 1	〃 7. 3. 31	商工労働部長へ
溝口晃	〃 7. 4. 1	〃 8. 3. 31	農政水産部長へ
長山登志男	〃 8. 4. 1	〃 9. 3. 31	東京事務所長へ
藤崎翼	〃 9. 4. 1	〃 10. 3. 31	生活環境部長へ
佐野芳弘	〃 10. 4. 1	〃 11. 3. 31	県参事へ(商工労働部)
浜田範幸	〃 11. 4. 1	〃 12. 3. 31	生活環境部長へ
川崎浩康	〃 12. 4. 1	〃 13. 3. 31	総務部長へ
新垣隆正	〃 13. 4. 1	〃 14. 3. 31	総務部長へ
伊藤惇一	〃 14. 4. 1	〃 15. 3. 31	総務部長へ
中原健次	〃 15. 4. 1	〃 15. 8. 27	地方労働委員会事務局長へ
仲田俊彦	〃 15. 8. 28	〃 17. 3. 31	県参事へ(商工観光労働部)
渡辺義人	〃 17. 4. 1	〃 19. 3. 31	総務部長へ
大野俊郎	〃 19. 4. 1	〃 21. 3. 31	退職
太田英夫	〃 21. 4. 1	〃 23. 3. 31	退職
四本孝	〃 23. 4. 1	〃 24. 3. 31	総務部長へ

氏 名	就任年月日	退任年月日	備 考
内 戸 保 博 秋	平成 24. 4. 1	平成 26. 3. 31	宮崎県立図書館長へ
亀 田 博 昭	〃 26. 4. 1	平成 28. 3. 31	退 職
金 子 洋 士	〃 28. 4. 1	平成 29. 3. 31	宮崎県立図書館長へ
原 田 幸 二	〃 29. 4. 1	平成 31. 3. 31	退 職
吉 村 久 人	〃 31. 4. 1	(現 在)	

第 2 章

任 用 関 係

1 採用試験の概要

平成30年度の採用試験は、大学卒業程度、高等学校卒業程度、保健師、薬剤師、臨床検査技師、警察官A（男性、女性）、警察官B（男性、女性）、身体障がい者を対象とする採用選考試験の10種類について実施した。

なお、警察官A（男性）、警察官B（男性）については、警視庁・滋賀県・大阪府警察本部・兵庫県警察本部との間に地方公務員法第18条第1項の規定による協定を締結し、共同採用試験を実施した。

採用試験における受験者は、総数1,209人で29年度の1,350人に比べ141人（10.4%）減少した。それを試験の種類別にみると、大学卒業程度（社会人以外の区分試験）122人（22.6%）減、大学卒業程度（社会人）18人（15.9%）減、高等学校卒業程度23人（7.9%）減、保健師7人（29.2%）減、薬剤師3人（37.5%）増、臨床検査技師5人（23.8%）減、警察官A（男性）39人（24.4%）減、警察官A（女性）6人（26.1%）増、警察官B（男性）38人（30.6%）増、警察官B（女性）12人（29.3%）増、身障者採用選考4人（57.1%）増となっている。

平成30年度の採用試験の実施日程、受験資格及び実施結果は第1表から第5表で示すとおりである。

第1表 採用試験の実施日程

種類	公告日	申込受付期間	第1次試験日	1次合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日	第1次試験地		
大学卒業程度	下記以外の区分試験 平成 30. 4. 26	30. 5. 7 ～30. 5. 25	30. 6. 24	30. 7. 4	30. 7. 14 30. 7. 26 ～30. 8. 7	30. 8. 24	宮崎、京都市		
	社会人対象 平成 30. 4. 26	30. 5. 7 ～30. 5. 25	30. 6. 24	30. 7. 20	30. 8. 25 30. 8. 26	30. 9. 14	宮崎、京都市		
高等学校卒業程度	平成 30. 7. 2	30. 8. 6 ～30. 8. 24	30. 9. 23	30. 10. 1	30. 10. 10 30. 10. 22 ～30. 10. 25	30. 11. 12	宮崎、都城 延岡、日南		
保健師	平成 30. 4. 26	30. 5. 7 ～30. 5. 25	30. 6. 24	30. 7. 4	30. 7. 14 30. 7. 27	30. 8. 24	宮崎、京都市		
薬剤師	平成 30. 4. 26	30. 5. 7 ～30. 5. 25	30. 6. 24	30. 7. 4	30. 7. 14 30. 8. 1	30. 8. 24	宮崎、京都市		
臨床検査技師	平成 30. 7. 2	30. 8. 6 ～30. 8. 24	30. 9. 23	30. 10. 1	30. 10. 10 30. 10. 23	30. 11. 12	宮崎、都城 延岡、日南		
警察官	A	男性	平成 30. 4. 26	30. 5. 7 ～30. 5. 25	30. 7. 8 ～30. 7. 10	30. 7. 24	30. 8. 14 30. 9. 3 30. 9. 4	30. 9. 21	宮崎市
		女性	平成 30. 4. 26	30. 5. 7 ～30. 5. 25	30. 7. 8 30. 7. 11	30. 7. 24	30. 8. 14 30. 9. 3	30. 9. 21	宮崎市
	B	男性	平成 30. 7. 2	30. 8. 6 ～30. 8. 24	30. 10. 14 ～30. 10. 17	30. 10. 31	30. 11. 14 30. 12. 10 ～30. 12. 12	30. 12. 25	宮崎、都城 延岡、日南
		女性	平成 30. 7. 2	30. 8. 6 ～30. 8. 24	30. 10. 14 30. 10. 15	30. 10. 31	30. 11. 14 30. 12. 10	30. 12. 25	宮崎、都城 延岡、日南
身体障がい者を対象とする採用選考試験	平成 30. 7. 26	30. 8. 6 ～30. 8. 24	30. 10. 14	30. 10. 26	30. 11. 17	30. 12. 3	宮崎市		

※警察官B（男性・女性）の身体測定・体力検査の試験地は宮崎市のみ。

第2表 採用試験の受験資格

種 類		受 験 資 格																	
		年 齢 ・ 学 歴	そ の 他																
大学卒業程度	下記以外の区分試験	①令和元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者（満21歳以上満29歳未満の者） ②平成9年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者若しくは平成31年3月31日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者																	
	社会人対象	昭和58年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（満29歳以上満35歳未満の者）																	
高等学校卒業程度		平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（満17歳以上満21歳未満の者）																	
保健師		平成元年4月2日以降に生まれた者（満29歳未満の者）	保健師の免許を有する者又は平成30年度保健師国家試験において免許を取得見込みの者																
薬剤師		平成元年4月2日以降に生まれた者（満29歳未満の者）	薬剤師の免許を有する者又は平成30年度薬剤師国家試験において免許を取得見込みの者																
臨床検査技師		平成元年4月2日以降に生まれた者（満29歳未満の者）	臨床検査技師の免許を有する者又は平成30年度臨床検査技師国家試験において免許を取得見込みの者																
警察官	A	男性	<p>身体測定の基準</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">職務遂行に支障のない身体状態であること</td> </tr> </table> <p>身体検査の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td colspan="2">両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること</td> </tr> <tr> <td>色覚</td> <td colspan="2" rowspan="2">職務遂行に支障のないこと</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	職務遂行に支障のない身体状態であること				男性	女性	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること		色覚	職務遂行に支障のないこと		聴力	その他		
		職務遂行に支障のない身体状態であること																	
		男性		女性															
	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること																	
色覚	職務遂行に支障のないこと																		
聴力																			
その他																			
女性	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）の卒業生若しくは平成31年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者で昭和63年4月2日以降に生まれた者（満30歳未満の者）																		
B	男性	警察官A受験資格該当者以外の者で、昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（満17歳以上満30歳未満の者）																	
	女性																		
身体障がい者を対象とする採用選考試験		平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（満17歳以上満29歳未満の者）	身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳1～6級を所持している者、自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者、宮崎県内に住所を有する者（過去に県内に住所を有していた者で、就学、就労などのために県外に転出した者を含む。）																

第3表 採用試験の実施結果

種類	区分試験	当初採用 予 定 人	受 験 申 込 者 数 A 人	第1次試験		第2次試験			
				受 験 者 数 B 人	合 格 者 数 C 人	受 験 者 数 D 人	合 格 者 数 E 人	合 格 率 E÷B %	競 争 倍 率 B÷E 倍
大 卒 程 度	一般行政	50	337	261	121	111	60	23.0%	4.4
	警察事務	3	22	15	8	8	5	33.3%	3.0
	心 理	2	6	5	5	5	3	60.0%	1.7
	社会福祉	1	11	10	5	5	2	20.0%	5.0
	電 気	3	11	7	7	6	3	42.9%	2.3
	機 械	1	6	3	2	2	0	0.0%	-
	土 木	10	16	12	12	11	9	75.0%	1.3
	建 築	5	10	9	9	7	5	55.6%	1.8
	化 学	3	18	11	8	7	4	36.4%	2.8
	農 業	9	45	37	23	23	14	37.8%	2.6
	農業土木	2	7	5	5	5	3	60.0%	1.7
	畜 産	3	8	8	8	7	4	50.0%	2.0
	林 業	2	10	8	6	6	3	37.5%	2.7
	水 産	1	12	9	5	5	2	22.2%	4.5
	管理栄養士	1	17	17	6	6	2	11.8%	8.5
	小 計	96	536	417	230	214	119	28.5%	3.5
	一般行政(社会人)	5	110	86	16	15	10	11.6%	8.6
	電 気(社会人)	2	8	6	5	5	3	50.0%	2.0
	土木(社会人)	2	4	3	2	2	2	66.7%	1.5
	林業(社会人)	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	9	122	95	23	22	15	15.8%	6.3	
高 卒 程 度	一般事務	20	254	208	48	46	30	14.4%	6.9
	警察事務	2	38	32	8	8	5	15.6%	6.4
	土 木	3	23	23	8	8	6	26.1%	3.8
	農業土木	1	4	4	3	3	3	75.0%	1.3
	合 計	26	319	267	67	65	44	16.5%	6.1
保健師		3	18	17	8	8	5	29.4%	3.4
薬剤師		6	13	11	11	11	8	72.7%	1.4
臨床検査技師		3	30	26	8	5	4	15.4%	6.5
身 障 者 選 考	一般事務	3	12	11	11	7	3	27.3%	3.7
	警察事務	2	10	9	8	6	2	22.2%	4.5
	合 計	5	22	20	19	13	5	25.0%	4.0
警 察 官	A 男性	16	176	121	49	38	30	24.8%	4.0
	A 女性	7	41	29	27	17	10	34.5%	2.9
	B 男性	14	219	162	91	70	46	28.4%	3.5
	B 女性	7	66	53	35	29	12	22.6%	4.4
	合 計	44	502	365	202	154	98	26.8%	3.7
合 計		192	1,562	1,218	568	492	298	24.5%	4.1
前年度合計		236	1,809	1,350	610	542	301	22.3%	4.5

注) 「当初採用予定」とは試験案内公告時点のものである。

注) 身障者選考の受験申込者数、第1次試験の受験者数及び合格者数、第2次試験の受験者数は、第1志望と第2志望を合わせた数である。

第4表 各種試験の受験者と合格者の推移

単位：人

年度	種類	大卒程度	短大卒程度	高卒程度	保健師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	警察官		身障者選考	合計
	区分									A(男性)	B(女性)		
25	受験者	966		308	39	17		9	24	A(男性) 312 B(女性) 36	17	2,007	
	合格者	133		37	10	8		4	6	A(男性) 65 B(女性) 5 A(男性) 234 B(女性) 45	4	324	
26	受験者	923		330	39	15			17	A(男性) 233 B(女性) 36	19	1,848	
	合格者	159		35	11	10			4	A(男性) 39 B(女性) 5 A(男性) 21 B(女性) 5	7	296	
27	受験者	911		321	40	14			24	A(男性) 212 B(女性) 38	13	1,806	
	合格者	144		39	9	11			3	A(男性) 57 B(女性) 4 A(男性) 39 B(女性) 5	3	314	
28	受験者	697		318	18	12			17	A(男性) 161 B(女性) 33	10	1,501	
	合格者	135		40	6	7			3	A(男性) 50 B(女性) 5 A(男性) 36 B(女性) 6	3	291	
29	受験者	652		290	24	8			21	A(男性) 160 B(女性) 23	7	1,350	
	合格者	149		44	9	4			5	A(男性) 38 B(女性) 6 A(男性) 35 B(女性) 8	3	301	
30	受験者	512		267	17	11			26	A(男性) 121 B(女性) 29	11	1,209	
	合格者	134		44	5	8			4	A(男性) 30 B(女性) 10 A(男性) 46 B(女性) 12	5	298	

第5表 警察官採用共同試験依頼都府県別受験者の推移〔A、Bの合計〕

単位：人

都府県 年 度	東 京	滋 賀	大 阪	京 都	兵 庫	計
26	5	1	1	1	1	9
27	4	2	2	/	5	13
28	6	7	1		3	17
29	8	2	2		2	14
30	8	4	0		6	18

2 人材確保対策

地方分権の進展や、高度化、多様化する地域住民のニーズに対応するため、幅広い視野と柔軟性のある優れた人材を確保し、育成することが求められている。このためパンフレット、ホームページでの広報、SNSを活用した情報発信、県外（東京・大阪・福岡等）での説明会を行うなど、試験案内活動の強化を図るとともに、技術系職種の受験者の掘り起こしを目的に創設した「宮崎県庁ナビゲータ」と希望者との面談等の実施など、積極的に優れた人材の確保に取り組んだ。

3 採用候補者名簿からの採用概況

平成29年度に作成された採用候補者名簿からの採用状況は、第6表に示すとおりで、大卒程度122人、高卒程度27人、保健師9人、薬剤師4人、臨床検査技師3人、警察官A（男性）27人、警察官A（女性）6人、警察官B（男性）34人、警察官B（女性）6人の総数で238人となっており、前年度と比較すると総数では2人（0.8%）増となっている。

一方、採用候補者名簿の中には、本県以外の公務員等への就職者等があり、これらによる辞退者等の数は49人で、全体の約16%になっている。

第6表 平成29年度採用候補者名簿からの採用状況

単位：人

名簿の名称	名簿の確定 年 月 日	区分試験	採用予 定者数 (最終)	名簿登 載者数	採 用 者 数	辞 退 者 等	名簿残 存者数
平成29年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度) 採用候補者名簿	平29. 8. 24	一般行政	62	74	62	8	4
		警察事務	2	3	2	1	
		心 理	1	2	1		1
		社会福祉	1	2	1		1
		電 気	1	2	1		1
		機 械	1	2	1	1	
		土 木	12	13	9	4	
		建 築	9	6	6		
		化 学	2	3	3		
		農 業	8	9	6	3	
		農業土木	5	4	4		
		畜 産	6	7	7		
		林 業	6	7	7		
		水 産	2	3	2		1
		管理栄養士	2	3	2		1
	計	120	140	114	17	9	
	平29. 9. 14	一般行政 (社会人)	5	6	5		1
土(社会人)木		1	2	2			
林(社会人)業		2	1	1			
計		8	9	8		1	
平成29年度宮崎県職員採用試験 (高等学校卒業程度) 採用候補者名簿	平29. 11. 10	一般事務	20	30	18	12	
		警察事務	2	3	2	1	
		土 木	5	7	4	3	
		農業土木	3	4	3	1	
		計	30	44	27	17	
平成29年度宮崎県保健師 採用試験採用候補者名簿	平29. 8. 24	保健師	8	9	9		
平成29年度宮崎県薬剤師 採用試験採用候補者名簿	平29. 8. 24	薬剤師	6	4	4		
平成29年度宮崎県臨床検査技師 採用試験採用候補者名簿	平29. 11. 10	臨床検査技師	4	5	3	2	
平成29年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名簿	平29. 9. 21	A(男性)	29	38	27	10	1
平成29年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名簿	平29. 9. 21	A(女性)	4	6	6		
平成29年度宮崎県警察官採用試験B 採用候補者名簿	平29. 12. 22	B(男性)	34	35	34	1	
平成29年度宮崎県警察官採用試験B 採用候補者名簿	平29. 12. 22	B(女性)	8	8	6	2	
合 計			251	298	238	49	11

4 採用候補者名簿の失効

職員の任用に関する規則第29条第1項の規定により、名簿確定後1年以上経過したこと、名簿に登載された任用候補者がすべて削除されたこと、又は名簿の対象となっている職について新たに名簿が作成されたことにより平成31年2月20日付けで平成29年度職員採用試験（大学卒業程度）、職員採用試験（大学卒業程度（社会人））、職員採用試験（高等学校卒業程度）、保健師採用試験、薬剤師採用試験、臨床検査技師採用試験、警察官採用試験A（女性）、警察官採用試験B（男性・女性）採用候補者名簿を、平成31年4月10日付けで平成29年度警察官採用試験A（男性）を失効させた。

また、その旨を関係各任命権者に通知した。

5 職員の任用及び退職の状況

(1) 職員の定数と現員

ア 定数の状況

平成30年4月1日現在における宮崎県職員定数条例、宮崎県教育関係職員定数条例及び地方警察職員の定員に関する条例に定める定数の総数は8,170人（前年度8,170人）である。

（この定数には、県立学校及び市町村立学校職員は含まれていない。）

過去の5年間の各年ごとの定数の推移は、第7表のとおりである。

第7表 定数の推移

単位：人

年月日	知事局	企業局	病院局	議会事務局	選挙管理委員会	監査事務局	教育委員会		労働委員会事務局	人事委員会事務局	海区委事務局	警察本部		合計
							事務局	学校以外の教育機関				警察官	警察方官警以外職員の員	
平26.4.1	3,855	117	1,387	37	4	17	371		10	15	2	2,008	321	8,144
平27.4.1	3,855	117	1,387	37	4	18	371		10	15	2	2,017	321	8,154
平28.4.1	3,855	117	1,387	37	4	17	371		10	15	2	2,026	321	8,162
平29.4.1	3,855	117	1,387	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,170
平30.4.1	3,855	117	1,387	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,170

イ 現員の状況

平成30年4月1日における本県職員（教育職員、警察官を含む。）の総数は、17,088人（前年度17,065人）で部局別、給料表別職員数は、第8表のとおりである。

第8表 部局別、給料表別職員数

単位：人

職員 区分	部局 給料表	知 事 部 局	企 業 局	病 院 局	議 会 事 務 局	選 挙 管 理 委 員 会	監 査 事 務 局	教 育 委 員 会				労 働 委 事 務 局	人 事 委 事 務 局	海 区 委 事 務 局	警 察 本 部	合 計
								事 務 局	学 校 以 外 の 教 育 機 関	県 立 学 校	市 町 村 立 学 校					
一 般 職 員	行政職	2,998	117	64	31	4	19	166	180	214	317	10	15	2	286	4,423
	研究職	202													19	221
	医療職 (一)	27		202												229
	医療職 (二)	231		221						1	6					459
	医療職 (三)	142		1,033											3	1,178
	小計	3,600	117	1,520	31	4	19	166	180	215	323	10	15	2	308	6,510
教 育 職 員	教育職 (一)															
	教育職 (二)									2,754						2,754
	市町村立 学校										5,792					5,792
警 察 職 員	公安職														2,032	2,032
非現業職員計		3,600	117	1,520	31	4	19	166	180	2,969	6,115	10	15	2	308	17,088
現 業 職 員	現業職															
合 計		3,600	117	1,520	31	4	19	166	180	2,969	6,115	10	15	2	2,340	17,088

(2) 選考の状況

ア 職員の採用選考

職員の任用は、地方公務員法上、受験成績又はその他の能力の実証に基づいて行うものとされているが、試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職等については、人事委員会の承認を得て選考により採用が行われる。

平成30年度の採用選考者数は332人（前年度307人）で、任命権者別、給料表別の採用状況は第9表のとおりである。

第9表 任命権者別、給料表別採用状況

単位：人

任命権者	給料表						計
	行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	
知事	111			6	13	2	132
病院局長	1			43	4	71	119
教育委員会	70						70
警察本部長	3	8					11
計	185	8		49	17	73	332

イ 役付職員への昇任選考

役付職員への昇任については、一定の基準を満たす職員の中から選考により行われるが、これについては人事委員会の承認が必要であり、平成30度の役付職員への昇任選考は403人（前年度419人）で任命権者別、給料表別の昇任状況は第10表のとおりである。

第10表 任命権者別、給料表別昇任（役付）状況

単位：人

任命権者	給料表						計
	行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	
知事	240		11	4	25	8	288
企業局長	4						4
病院局長				18	2	35	55
県議会議長							0
教育委員会	33						33
警察本部長	6	15	2				23
選挙管理委員会							
代表監査委員							
人事委員会							
宮崎海区 漁業調整委員会							
計	283	15	13	22	27	43	403

(3) 退職の状況

平成29年度における退職者は864人（前年度770人）で、これを退職原因別に分類すると第11表のとおりである。

第11表 原因別退職者数

単位：人

原因	部 局			教育委員会		警 察 本 部		人事委員会 事務局	合 計
	知事 部局	病院局	監査 事務局	一職 般員	教職 育員	一職 般員	警察官		
定 年	130	11		16	260	6	74		497
勸奨退職				4					4
希望退職	18	7		5	73		7		110
普通 退 職	一身上 の都合	36	82		14	69	2	10	213
	割 愛	10	1		2	15			28
	免 職					2		1	3
	死 亡	4	1			3		1	9
	計	50	84		16	89	2	12	253
合 計	198	102		41	422	8	93		864

6 人事行政調査の実施

地方行政の複雑かつ多様化に伴い、ますます公務能率の向上が要請されているところであるが、人事委員会は、各都道府県等の人事行政の現況について調査し、人事委員会の業務運営の参考としている。

第 3 章

給 与 関 係

1 職員の給与等の実態

人事委員会は、職員の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るために毎年県職員給与等実態調査を実施している。調査の対象となる職員は、4月1日現在で職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、育児休業の承認を受けた職員、再任用職員、自己啓発等休業職員、育児短時間勤務職員を除く。）となっている。

平成30年4月1日現在で実施した調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員数

給料表別職員数は第12表に示すとおりであり、総職員数は14,877人で前年と比較して98人（0.7%）減少している。

第12表 給料表別職員数

区 分		職 員 数 (人)		構 成 比 (%)	
		29年	30年	29年	30年
全	職 員	14,975	14,877	100.0	100.0
	う ち 行 政 職 員	4,258	4,233	28.4	28.5
県 係 職 員	計	9,125	9,075	60.9	61.0
	行 政 職	3,979	3,951	26.6	26.6
	公 安 職	2,003	1,981	13.4	13.3
	教 育 職 (一)	—	—	—	—
	教 育 職	2,547	2,555	17.0	17.2
	研 究 職	204	209	1.4	1.4
	医 療 職 (一)	32	29	0.2	0.2
	医 療 職 (二)	227	221	1.5	1.5
	医 療 職 (三)	133	129	0.9	0.9
市学	計	5,850	5,802	39.1	39.0
町校	教 育 職	5,567	5,516	37.2	37.1
村職	学 校 栄 養 職	4	4	0.0	0.0
立員	事 務 職	279	282	1.9	1.9

(2) 職員の平均年齢及び男女別構成

職員の平均年齢及び男女別構成は第13表に示すとおりであり、前年と比較すると平均年齢は0.3歳下がり、男女別構成では女性の割合が0.4ポイント増加した。

第13表 給料表別平均年齢及び男女別職員構成

区 分		平均年齢(歳)		男女別構成比 (%)			
		29年	30年	29年		30年	
				男	女	男	女
全	職 員	43.7	43.4	64.2	35.8	63.8	36.2
	うち行政職員	42.7	42.6	76.5	23.5	75.9	24.1
県 係 職 員	計	42.0	41.9	74.9	25.1	74.3	25.7
	行政職	42.7	42.6	78.2	21.8	77.5	22.5
	公安職	38.3	37.9	93.9	6.1	93.1	6.9
	教育職(一)	—	—	—	—	—	—
	教育職	44.1	44.2	60.3	39.7	59.8	40.2
	研究職	41.6	40.9	73.0	27.0	68.9	31.1
	医療職(一)	38.9	39.4	75.0	25.0	75.9	24.1
	医療職(二)	41.0	41.2	56.8	43.2	57.9	42.1
	医療職(三)	40.0	39.5	8.3	91.7	7.8	92.2
市学 町校 村職 立員	計	46.2	45.8	47.5	52.5	47.4	52.6
	教育職	46.4	46.0	47.3	52.7	47.1	52.9
	学校栄養職	40.5	39.5	—	100.0	—	100.0
	事務職	42.4	41.9	52.0	48.0	52.8	47.2

(3) 職員の学歴別構成

職員の学歴別構成は第14表に示すとおりである。

第14表 給料表別学歴別職員構成

(単位：%)

区 分		29年				30年			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全	職 員	79.9	6.5	12.9	0.7	80.1	6.3	13.0	0.7
	うち行政職員	69.2	2.7	25.9	2.1	69.6	2.6	25.7	2.1
県 係 職 員	計	75.8	3.2	19.9	1.0	76.0	3.1	19.9	0.9
	行政職	71.0	2.3	24.7	2.0	71.5	2.2	24.5	1.9
	公安職	60.5	1.9	37.6	—	59.8	1.7	38.5	—
	教育職(一)	—	—	—	—	—	—	—	—
	教育職	92.4	3.9	3.1	0.5	92.7	3.9	3.0	0.4
	研究職	95.1	4.9	—	—	95.7	4.3	—	—
	医療職(一)	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
	医療職(二)	94.3	5.7	—	—	94.6	5.4	—	—
	医療職(三)	67.7	32.3	—	—	67.4	32.6	—	—
市学	計	86.3	11.5	2.1	0.2	86.4	11.3	2.1	0.2
町校	教育職	88.4	11.6	—	—	88.6	11.4	—	—
村職	学校栄養職	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
立員	事務職	44.4	8.6	43.0	3.9	43.3	8.9	43.3	4.6

(4) 職員の級別構成

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づいて給料表の職務の級に分類することとされているが、給料表別級別の分布状況は第15表のとおりである。

第15表 給料表別級別職員構成

(単位：人)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	合 計	
関 係 職 員	行 政 職	400 (10.1)	427 (10.8)	672 (17.0)	1,461 (37.0)	660 (16.7)	232 (5.9)	65 (1.6)	24 (0.6)	10 (0.3)	3,951 (100)	
	公 安 職	280 (14.1)	478 (24.1)	356 (18.0)	379 (19.1)	285 (14.4)	146 (7.4)	41 (2.1)	11 (0.6)	5 (0.3)	1,981 (100)	
	教 育 職	153 (6.0)	2,180 (85.3)	特2級	3 級	4 級	—	—	—	—	—	2,555 (100)
				94 (3.7)	78 (3.1)	50 (2.0)						
	研 究 職	49 (23.4)	31 (14.8)	119 (56.9)	10 (4.8)	0 (0.0)	—	—	—	—	—	209 (100)
	医 療 職(一)	9 (31.0)	4 (13.8)	13 (44.8)	3 (10.3)	—	—	—	—	—	—	29 (100)
	医 療 職(二)	0 (0.0)	17 (7.7)	90 (40.7)	20 (9.0)	68 (30.8)	11 (5.0)	15 (6.8)	—	—	—	221 (100)
医 療 職(三)	0 (0.0)	31 (24.0)	39 (30.2)	30 (23.3)	24 (18.6)	5 (3.9)	—	—	—	—	129 (100)	
市 町 村 立 学 校 職 員	教 育 職	0 (0.0)	4,668 (84.6)	特2級	3 級	4 級	—	—	—	—	5,516 (100)	
				140 (2.5)	369 (6.7)	339 (6.1)						
	学 校 栄 養 職	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	—	—	—	4 (100)
事 務 職	50 (17.7)	26 (9.2)	50 (17.7)	135 (47.9)	14 (5.0)	7 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	282 (100)	

(注) () 内の数字は、当該給料表における構成割合 (%)。四捨五入の関係で必ずしも 100%にならない。

(5) 給与の支給状況

基本的な給与である給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、扶養手当、地域手当及びその他の支給を含む給料表別の給与支給状況は第16表に示すとおりである。

第16表（その1） 給料表別平均給与月額

（単位：円）

区 分	給 料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計	
全 職 員	354,857	10,410	433	5,463	7,785	3,403	382,350	
うち行政職員	324,399	11,187	936	6,291	7,209	1,488	351,508	
県 係 職 員	計	339,217	11,669	709	4,635	7,571	3,118	366,919
	行政職	325,426	11,433	1,002	6,740	7,161	1,403	353,165
	公安職	314,149	13,799	122	2,290	7,343	3,918	341,621
	教育職	381,671	10,968	—	3,214	8,060	1,277	405,190
	研究職	330,551	11,737	—	1,443	9,034	235	353,000
	医療職（一）	432,414	12,414	77,068	36,848	5,472	321,462	885,678
	医療職（二）	330,251	9,283	—	5,390	9,171	10,520	364,625
	医療職（三）	314,159	3,911	—	993	9,278	233	328,573
市学 町校	計	379,321	8,439	—	6,758	8,119	3,849	406,486
教育職	382,917	8,481	—	7,108	8,133	3,911	410,550	
村職	学校栄養職	307,550	—	—	—	6,000	—	313,550
立員	事務職	310,008	7,741	—	—	7,876	2,677	328,302

（注）その他は、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

（注）各欄の計は四捨五入のため、合計と一致しない。

第16表（その2） 平均給与月額推移

（単位：円、％）

区 分	給 料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計	
行政職員	26年	333,356	12,631	846	5,650	6,407	1,234	360,124(△0.7)
	27年	329,373	12,166	829	6,333	6,511	1,198	356,409(△1.0)
	28年	328,268	11,741	878	6,251	6,847	1,190	355,175(△0.3)
	29年	325,930	11,507	906	6,142	7,037	1,452	352,973(△0.6)
	30年	324,399	11,187	936	6,291	7,209	1,488	351,508(△0.4)
全職員	26年	363,247	11,317	402	4,856	7,197	3,201	390,221(△0.3)
	27年	360,196	11,075	399	5,445	7,317	3,177	387,609(△0.7)
	28年	359,825	10,727	432	5,418	7,451	3,207	387,060(△0.1)
	29年	357,138	10,557	435	5,373	7,668	3,506	384,677(△0.6)
	30年	354,857	10,410	433	5,463	7,785	3,403	382,350(△0.6)

（注）（ ）内の数字は、対前年増減率である。

2 民間給与の実態

人事委員会は、民間における給与の支給状況等を把握するために毎年職種別民間給与実態調査を実施している。調査の対象となるのは、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所である。

平成30年は、調査対象の380事業所のうち、無作為に抽出した146事業所の76職種（うち、行政職相当職種22職種）について調査を実施し、調査した実人員は、4,399人（うち、初任給関係377人）、調査職種該当者の推定数は16,840人（うち、行政職に相当するもの9,486人）である。平成30年4月現在で実施した調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 初任給

職種別、学歴別、企業規模別の初任給の平均額は、第17表に示すとおりである。

第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		計	50人以上	100～499人	100人未満
新 卒 事 務 員	大学卒	186,549	191,611	178,232	
	短大卒	* 145,599	* 141,901	* 161,844	X
	高校卒	147,671	* 151,353	146,742	* 141,128
新 卒 技 術 者	大学卒	224,195	* 236,691	186,953	
	短大卒	* 186,909	* 190,495	* 158,966	
	高校卒	156,926	* 159,024	152,977	
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	206,911	218,054	182,060	
	短大卒	166,158	* 167,820	160,724	X
	高校卒	153,388	* 157,102	* 149,945	* 146,033
新 卒 船 員 新 卒 大 学 助 教 新 卒 高 等 学 校 教 諭 新 卒 研 究 員 新 卒 研 究 補 助 員 準 新 卒 医 師 準 新 卒 薬 剤 師 準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師 新 卒 栄 養 士 準 新 卒 看 護 師 準 新 卒 准 看 護 師	海上技術 学校卒				
	大学卒				
	大学卒	X	X	X	X
	短大卒				
	高校卒				
	大学卒	X	X	X	X
	大学卒	* 245,144	* 251,899	X	
	養成所卒	X	X	X	X
	大学卒				
	養成所卒	* 185,663	* 189,169	* 178,694	
養成所卒	X	X	X	X	

(注) 1 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

2 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

3 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

4 「準新卒」とは、平成29年度中に資格免許を取得し、平成30年4月までの間に採用された場合をいう。

- (2) 職種別平均給与
平成30年4月分として支払われた職種別の平均給与額は、第18表に示すとおりである。

第18表 職種別平均給与（全企業規模）

職 種	調査実人員	平均年齢	きま っ て 支 給 す る 給 与		
			(A)	うち時間外手当 (B)	平均給与額 (A－B)
支 店 長	5 人	55.1 歳	652,026 円	120 円	651,906 円
工 場 長	10	51.8	594,124	12,877	581,247
事 務 部 長	101	53.3	541,957	860	541,097
技 術 部 長	68	52.6	585,698	3,524	582,174
事 務 部 次 長	30	51.5	569,865	185	569,680
技 術 部 次 長	9	54.8	517,210	—	517,210
事 務 課 長	185	48.9	465,949	4,194	461,755
技 術 課 長	230	49.6	517,416	14,518	502,898
事 務 課 長 代 理	55	44.8	449,203	20,652	428,551
技 術 課 長 代 理	30	47.5	444,380	80,592	363,788
事 務 係 長	292	44.2	394,130	35,496	358,634
技 術 係 長	304	46.0	466,025	52,664	413,361
事 務 主 任	192	41.6	349,022	48,070	300,952
技 術 主 任	199	42.3	367,785	46,564	321,221
事 務 係 員	1,078	35.0	254,823	24,702	230,121
技 術 係 員	1,015	34.7	303,613	47,834	255,779

- (3) 特別給
民間における特別給の平均支給額及び平均支給割合は、第19表に示すとおりである。

第19表 特別給の支給状況（全企業規模）

	支 給 額 (円)			支 給 割 合 (月分)		
	28年	29年	30年	28年	29年	30年
下 半 期	668,324	668,128	674,799	2.21	2.17	2.21
上 半 期	626,220	659,147	681,646	2.07	2.21	2.24
計	1,294,544	1,327,275	1,356,445	4.28	4.38	4.46

- (注1) 下半期は、前年の8月から当該年の1月まで、上半期は2月から7月までの期間をいう。
(注2) 所定内給与月額、特別給の支給された月の決まって支給する給与の支給総額から時間外手当総額を除いた額である。
(注3) 特別給の支給月額の年間計は、4捨5入の関係で、必ずしも上半期と下半期の合計とは一致しない

3 給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、平成30年10月5日議会及び知事に対して職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

報告及び勧告の概要は、次のとおりである。

(文中にある「本年」は平成30年である。)

「職員の給与等に関する報告及び勧告について」(平成30年10月5日)

第1 給与に関する報告及び勧告について

本年の給与勧告のポイント

1 月例給、特別給(ボーナス)ともに引上げ

① 月例給の引上げ改定

- * 民間給与との較差(592円、0.17%)等を考慮し、人事院勧告に準じて、給料表を改定

② 特別給の引上げ改定(年間0.05月分。現行 4.40月 → 4.45月)

- * 民間の特別給の支給割合(4.46月)との均衡を図るため、特別給を引上げ

※ 職員の平均年間給与は、約2万6千円(行政職給料表適用職員)増加

1 給与勧告の意義と県職員の給与決定についての基本的な考え方

<勧告の意義> 勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有する。

<均衡の原則> 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない(地方公務員法第24条第2項)。

2 民間給与との較差等に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較結果

ア 職種別民間給与実態調査

県内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所380事業所中、137事業所を実地調査

イ 給与比較の結果

(ア) 月例給

職員と民間従業員の4月分の給与について、ラスパイレス方式*により比較

*ラスパイレス方式

民間従業員の平均給与を、役職段階、学歴、年齢を同じくする者について県職員の人員構成に置き換えて算定し、県職員の平均給与と比較する方法。単純平均に比べ、より正確に給与水準を反映。

<民間給与との較差>

民間の給与(A)	職員の給与(B)	較差(A-B)	(参考)人事院
359,128円	358,536円	592円 (0.17%)	655円 (0.16%)

※民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(イ) 特別給(支給月数)

民間(県内)	本県の職員
4.46月	4.40月

(参考) 人事院

民間(全国)	国家公務員
4.46月	4.40月

(2) 給与改定の内容

「均衡の原則」に基づき検討した結果、次のとおり判断した。

ア 月例給の改定

民間給与との較差等を考慮し、人事院勧告の内容を踏まえ、次のとおり改定

(ア) 各給料表

- 行政職給料表について、人事院勧告に準じて、初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定
- 他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師の初任給調整手当について、人事院勧告に準じて引上げ

イ 特別給(ボーナス)

- 民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引上げ、勤務実績に応じた給与の推進のため、引上げ分を勤勉手当に配分
- 平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分

(一般の職員の場合の支給月数)

区分	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.90月 (支給済み)	0.95月 (+0.05月)
31年度以降 期末手当	1.30月	1.30月
勤勉手当	0.925月 (+0.025月)	0.925月 (+0.025月)

ウ 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ改定することとした人事院勧告に準じて引上げ

エ 実施時期

平成30年4月1日から実施。ただし、平成30年12月期の特別給の支給月数の改定については平成30年12月1日から、平成31年度以降の特別給の支給月数の改定については平成31年4月1日から実施

<参考>勧告どおり改定された場合の職員給与 (行政職 平均年齢42.6歳)

○平均給与月額

現行	改定後	改定額 (率)	内 訳
351,508円	352,031円	523円 (0.15%)	給料月額 520円 はね返し分 3円

※ 「はね返し分」とは給料等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

○平均年間給与

現行	改定後	改定額 (率)
5,750,000円	5,776,000円	26,000円 (0.45%)

3 給与制度の総合的見直しに係る経過措置の廃止について

給与制度の総合的見直しに伴い導入した経過措置については、国及び他の地方公共団体の状況並びに本県の実情を踏まえ、廃止すること。(平成31年4月1日から実施)

第2 公務運営の改善に関する報告について

1 人材の確保・育成

多様で有為な人材の確保に向けて、積極的に広報活動を実施し、県職員の魅力や仕事のやりがいを広く発信するとともに、試験制度の在り方について、社会情勢の変化に対応しながら不断の見直しを行う必要がある。

人材育成については、継続的・計画的な人材の育成を推進していく必要があり、また、人事評価制度については、効果的な人材育成や組織の活性化等につながるよう適切に取り組んでいく必要がある。

2 女性職員の育成・登用の推進

「第3次みやざき男女共同参画プラン」に基づき、意欲と能力のある女性職員が活躍できるよう、研修や支援を充実させるとともに、管理職への登用や幅広い分野への配置を行うなど、今後とも、より一層積極的に取り組んでいく必要がある。

3 働き方改革と勤務環境の整備

働き方改革の意識を高め、総実勤務時間の縮減や子育て・介護と仕事の両立支援等に取り組むとともに、職員が心の健康を保ちながら働くことのできる勤務環境の整備を図る必要がある。

(1) 総実勤務時間の縮減

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の事前命令等を含め、各所属においてマネジメントの強化を図り、組織全体として業務量の削減や合理化・平準化に取り組む必要がある。

イ 教員の業務負担の軽減

教員の適切な勤務環境の整備に向けた実効性のある取組を強く推進するとともに、学校全体で働き方に関する意識改革を進め、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教員の業務負担の軽減に着実に取り組む必要がある。

ウ 年次休暇等の取得促進

職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めるとともに、各職員の取得状況を確認しながら、計画的な年次休暇等の取得をさらに促進する必要がある。

(2) 子育て・介護と仕事の両立支援

各種支援制度の周知、業務サポート体制の確立や柔軟な勤務環境の整備など、両立を支援する実効性のある取組を積極的に推進する必要がある。

(3) 心の健康づくり

職場環境の改善を図り、心の不調そのものを未然に防ぐとともに、医師面接の勧奨等による早期発見・早期対応等に努める必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

ハラスメントに関する正しい理解の促進や、日頃から相談しやすい体制づくりに努める等、引き続きその防止対策に取り組む必要がある。

4 高齢期職員の雇用問題

人事院は、今般、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。

地方公務員の定年については、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされていることから、国の法制化の状況や他の地方公共団体の動向等を注視しながら、高齢期職員の雇用をめぐる様々な課題について早急に検討していく必要がある。

5 会計年度任用職員制度の導入

地方公務員法等の改正により、平成32年4月から一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図ることとされているため、改正法の趣旨等を踏まえ、円滑に制度を導入する必要がある。

6 信頼の確保

県民の信頼を損なう不祥事が後を絶たず、極めて憂慮すべき状況となっているため、各任命権者においては、このような現状を重く受け止め、不祥事の根絶に向けて、これまで以上に職員の法令遵守

及び服務規律の保持に万全を期し、県民の信頼の回復に努めていく必要がある。

4 給与の支払監理

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員の給与が法律、条例及び規則等に適合して行われることを確保するため、職員に対する給与の支払いを監理することとされている。

平成30年度は、次のとおり給与の支払監理を実施した。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 実施期間 | 平成31年1月22日から平成31年1月25日 |
| (2) 監理の重点事項 | 扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の認定等の適否 |
| (3) 監理を実施した公署 | 延岡家畜保健衛生所、日向食肉衛生検査所、県立みやざき学園、都城西高等学校、宮崎西高等学校附属中学校、運転免許センター |

第 4 章

審 查 関 係

1 措置要求、審査請求の審査等

(1) 勤務条件に関する措置要求

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し適当な措置が執られるべきことの要求があった場合に、これを審査して判定を行い、その結果に基づいて必要な措置の勧告を行うものである。

平成30年度は、前年度からの係属案件はなく、新たな措置要求もなかった。(第20表参照)

第20表 勤務条件に関する措置の要求の係属状況

区 分	平成29年度末 係 属 件 数	平成30年度中 要 求 件 数	平成30年度中処理件数			平成30年度末 係 属 件 数
			要求却下	判 定	取 下 げ	
給 与	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求があった場合に、これを審査し、裁決を行うとともに、必要に応じ適切な是正の指示を行うものである。

平成30年度は、前年度からの係属案件はなく、新たな審査請求もなかった。(第21表参照)

第21表 不利益処分に関する審査請求の係属状況

区 分	平成29年度末 係 属 件 数	平成30年度中 申 立 件 数	平成30年度中処理件数			平成30年度末 係 属 件 数
			申立却下	裁 決	取 下 げ	
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
分限処分	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

(3) 職員の苦情の処理

この制度は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

平成30年度は、苦情相談として25件を受理した。(第22表参照)

第22表 苦情相談件数

	任用関係	給与・勤務 時間関係	分限及び 懲戒関係	服務関係	厚生・福利 関係	人間関係	計 (件数)
知事部局	0	5	0	2	1	4	12
教育委員会	4	1	0	1	1	6	13
警察本部	0	0	0	0	0	0	0
計(件数)	4	6	0	3	2	10	25

※知事部局の件数には、県議会事務局、各種委員会分を含む。

2 労働基準監督機関としての職権の行使

人事委員会は、地方公務員法第58条第5項に基づき、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関としての職権を行使している。労働基準法別表第1による県の各事務（業）所の区分は、平成30年4月1日現在、第23表のとおりである。

平成30年度の主な監督事項の実績は、第24表のとおりである。

また、労働安全衛生法に基づくボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況は、第25表のとおりである。

なお、平成30年度は、書面による「勤務環境に関する実態調査」を行った他、選定した16事業所（17所属）に対して、「勤務環境に関する実態調査」及び「危険な作業を必要とする機械等に関する現況調査」に関する実地調査を行った。

第23表 労働基準法別表第1による県の各事務（業）所の区分 (平成30年4月1日現在)

号	別	事務（業）所	事務所数	監督区分
1	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）	企業局	1	労働基準監督署
2	鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業	該当なし	—	
3	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業	土木事務所 港湾事務所	10 3	
4	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業	該当なし	—	
5	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業	該当なし	—	
6	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他の農林の事業	該当なし	—	
7	動物の飼育又は水産動植物の栽培若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業	該当なし	—	
8	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業	該当なし	—	
9	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	該当なし	—	
10	映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業	該当なし	—	

別表第1に含まれない官公署	知事部局本庁	1	人事委員会
	議会事務局	1	
	教育庁本庁	1	
	警察本部	1	
	選挙管理委員会事務局	1	
	監査事務局	1	
	人事委員会事務局	1	
	労働委員会事務局	1	
	宮崎海区漁業調整委員会事務局	1	
	宮崎内水面漁場管理委員会事務局	1	
	東京事務所	1	
	福岡事務所	1	
	県税・総務事務所	7	
	西臼杵支庁	1	
	福祉こどもセンター	3	
	福祉事務所	1	
	身体障害者相談センター	1	
	女性相談所	1	
	きりしま寮	1	
	児童相談所	3	
	消費生活センター	1	
	計量検定所	1	
	大阪事務所	1	
農林振興局	6		
家畜保健衛生所	3		
教育事務所	3		
スポーツ指導センター	1		
警察署	13		
労働基準監督機関別事務（業）所数	労働基準監督署	43	
	人事委員会	141	
	計	184	

第24表 労働基準監督機関としての主な監督事項の実績

(平成31年3月31日現在)

内 容	件 数	関 係 事 項
適 用 事 業 報 告	0	労働基準法施行規則第57条
一 せ い 休 憩 除 外 認 定 申 請	5	労働基準法第34条 労働基準法施行規則第15条
時 間 外 労 働 ・ 休 日 労 働 に 関 す る 届 出	82	労働基準法第36条 労働基準法施行規則第17条第1項
産 業 医 選 任 報 告	1	労働安全衛生法第13条 労働安全衛生規則第13条
衛 生 管 理 者 選 任 報 告	17	労働安全衛生法第12条 労働安全衛生規則第7条
放 射 線 装 置 等 設 置 届	1	労働安全衛生法第88条
有 機 溶 剤 中 毒 予 防 規 則 一 部 適 用 除 外 認 定	0	有機溶剤中毒予防規則第3条、第4条
ボ イ ラ ー 設 置 届	0	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボ イ ラ ー 落 成 検 査 申 請	0	労働安全衛生法第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則第14条
第 一 種 圧 力 容 器 設 置 届	0	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安全規則第56条
第 一 種 圧 力 容 器 落 成 検 査 申 請	0	労働安全衛生法第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則第59条
定 期 健 康 診 断 結 果 報 告	66	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第52条
心 理 的 な 負 担 の 程 度 を 把 握 す る た め の 検 査 結 果 等 報 告	65	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の21
断 続 的 な 宿 直 又 は 日 直 勤 務 許 可 申 請	0	労働基準法第41条 労働基準法施行規則第23条

第25表 ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況

(平成31年3月31日現在)

区分	事務(業)所名	番号	検査年月日	検査結果	有効期間
第一種 圧力 容器	宮崎農業高等学校	JA-6	H30. 5. 29	合格	H30. 7. 29~H31. 7. 28
	宮崎海洋高等学校	JA-9	H31. 2. 20	合格	H31. 3. 1~H32. 2. 28
		JA-22	H31. 2. 20	合格	H31. 3. 29~H32. 3. 28
	食品開発センター	JA-11	H30. 8. 29	合格	H30. 9. 3~H31. 9. 2
		JA-12	H30. 8. 29	合格	H30. 9. 3~H31. 9. 2
		JA-24	H30. 8. 29	合格	H30. 9. 16~H31. 9. 15
	都城農業高等学校	JA-13	H30. 5. 23	合格	H30. 6. 16~H31. 6. 15
	木材利用技術センター	JA-14	H30. 5. 29	合格	H30. 6. 1~H31. 5. 31
		JA-16	H30. 5. 29	合格	H30. 6. 1~H31. 5. 31
	門川高等学校	JA-17	H31. 1. 28	合格	H31. 3. 11~H32. 3. 10
	総合農業試験場	JA-20	H30. 11. 6	合格	H30. 12. 6~H31. 12. 5
	高鍋農業高等学校	JA-21	H30. 8. 27	合格	H30. 9. 16~H31. 9. 15
	林業技術センター	JA-23	H31. 2. 21	合格	H31. 3. 12~H32. 3. 11
ボイラー	宮崎工業高等学校	JB-4	平成18年4月1日より休止		
	日南振徳高等学校	JB-5	平成19年4月1日より休止		

第一種圧力容器 13基 ボイラー 0基 合計 13基 (使用休止中を除く。)

3 職員団体関係

(1) 管理職員等の範囲

管理職員等の範囲は、「管理職員等の範囲を定める規則」で定めており、行政機関の組織及び職の廃止又は新設等があった場合には、それに適合するように同規則の改正を行っている。

平成30年度には、第26表のとおり同規則別表の改正を行った。この改正の結果、各行政機関における管理職員等の総数は平成30年4月1日現在で実人員720名であり、その内容は第27表のとおりである。

第26表 管理職員等の範囲を定める規則別表の改正状況

区分	改正前	改正後	改正の理由	改正年月日
知事部局 本庁	部長 危機管理統括監 会計管理者 次長 局長 会計管理局次長 課長 室長 高速道対策局次長 課長補佐 総合政策課の主幹又は副主幹 秘書広報課の主幹又は副主幹並びに秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事 総務課の主幹又は副主幹 人事課の主幹又は副主幹並びに人事、給与、人材育成又は法令遵守の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事 行政経営課の主幹又は副主幹 財政課の主幹又は副主幹 総務事務センターの主幹又は副主幹	部長 危機管理統括監 会計管理者 次長 局長 会計管理局次長 課長 室長 高速道対策局次長 課長補佐 総合政策課の主幹又は副主幹 秘書広報課の主幹又は副主幹並びに秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事 総務課の主幹又は副主幹 人事課の主幹又は副主幹並びに人事又は給与の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事 人事課行政改革推進室の主幹又は副主幹並びに組織・人材育成の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事 財政課の主幹又は副主幹 財産総合管理課の主幹又は副主幹 総務事務センターの主幹又は副主幹	組織の新設及び業務再編	H30. 4. 1
教育委員会 教育庁	教育次長 課(室)長 課(室)長補佐 総務課の主幹又は副主幹並びに人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事 教職員課の主幹又は副主幹並びに管理、給与、電算、人材育成又は学校人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事	副教育長 教育次長 課長 室長 課長補佐 教育政策課の主幹又は副主幹並びに人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事 教職員課の主幹又は副主幹並びに管理、給与・電算、人材育成又は学校人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事	組織の新設及び廃止、改称	
備考	1 [略] 2 この表の知事部局の項中「課長補佐」とは、課の統括事務を処理する課長補佐並びに総務課の庁舎・財産担当の課長補佐、人事課の労務担当の課長補佐及び総務事務センターの福利厚生担当の課長補佐をいい、「総合政策課の主幹又は副主幹」とは、秘書広報課と	1 [略] 2 この表の知事部局の項中「課長補佐」とは、課の統括事務を処理する課長補佐並びに人事課の労務担当の課長補佐及び総務事務センターの福利厚生担当の課長補佐をいい、「総合政策課の主幹又は副主幹」とは、秘書広報課との兼務発令がされている主幹又は副主幹	組織の新設及び業務再編	

の兼務発令がされている主幹又は副主幹をいい、「秘書広報課の主幹又は副主幹」とは、秘書の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、知事又は副知事の秘書担当の副主幹、主査、主任主事及び主事（補助的な業務を行うものを除く。）をいい、「総務課の主幹又は副主幹」とは、庁舎の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事課の主幹又は副主幹」とは、人事、給与、人材育成又は法令遵守の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事、給与、人材育成又は法令遵守の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、人事、給与、人材育成又は法令遵守についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「行政経営課の主幹又は副主幹」とは、行政改革、組織定数又は法制の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「財政課の主幹又は副主幹」とは、財政調整、財政企画又は予算査定の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「総務事務センターの主幹又は副主幹」とは、総務企画、給与支給管理、給与・旅費支給、厚生・年金又は健康管理の事務を掌理する主幹又は副主幹をいう。

- 3 この表の教育委員会の項中「課（室）長補佐」とは、課（室）の統括事務を処理する課（室）長補佐及び教職員課の業務担当補佐をいい、「総務課の主幹又は副主幹」とは、総務、企画調整、人事、委員会又は法規の事務を掌理する主幹

をいい、「秘書広報課の主幹又は副主幹」とは、秘書の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、知事又は副知事の秘書担当の副主幹、主査、主任主事及び主事（補助的な業務を行うものを除く。）をいい、「総務課の主幹又は副主幹」とは、法制の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事課の主幹又は副主幹」とは、人事又は給与の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事又は給与の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、人事又は給与についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「人事課行政改革推進室の主幹又は副主幹」とは、組織・人材育成又は改革推進の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「組織・人材育成の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、組織・人材育成についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「財政課の主幹又は副主幹」とは、財政調整、財政企画又は予算査定の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「財産総合管理課の主幹又は副主幹」とは、庁舎管理の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「総務事務センターの主幹又は副主幹」とは、総務企画、給与支給管理、給与旅費、厚生・年金又は健康管理の事務を掌理する主幹又は副主幹をいう。

- 3 この表の教育委員会の項中「課長補佐」とは、課の統括事務を処理する課長補佐及び教職員課の業務担当補佐をいい、「教育政策課の主幹又は副主幹」とは、総務、企画調整、人事又は委員会・法規の事務を掌理する主幹又は副主幹をい

組織の新設及び廃止、改称

<p>又は副主幹をいい、「人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、人事、給与又は服務についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「教職員課の主幹又は副主幹」とは、管理、給与、電算、人材育成又は学校人事の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「管理、給与、電算、人材育成又は学校人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、管理、給与、電算、人材育成又は学校人事についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいう。</p> <p>4 [略]</p>	<p>い、「人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、人事、給与又は服務についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「教職員課の主幹又は副主幹」とは、管理、給与・電算、人材育成又は学校人事の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「管理、給与・電算、人材育成又は学校人事の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、管理、給与・電算、人材育成又は学校人事についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいう。</p> <p>4 [略]</p>	
---	--	--

第27表 管理職員等の指定状況

機 関 名	平成30年4月1日現在		
	職員数(名)	管理職員等	
		指定数(名)	指定率(%)
議 会 事 務 局	31	9 (9)	29.0 (29.0)
知 事 部 局	3,600	455 (436)	12.6 (12.1)
人 事 委 員 会 事 務 局	15	7 (7)	46.7 (46.7)
監 査 事 務 局	19	5 (5)	26.3 (26.3)
労 働 委 員 会 事 務 局	10	3 (3)	30.0 (30.0)
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	4	1 (0)	25.0 (0.0)
教育委員会	事務局等	82 (82)	23.7 (23.7)
	県立学校	178 (178)	6.0 (6.0)
	計	260 (260)	7.8 (7.8)
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局	2	1 (0)	50.0 (0.0)
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局	0	1 (0)	— (—)
計	6,996	742 (720)	10.6 (10.3)

(注) () 内の数字は実人員数を示す。

(2) 職員団体の登録

職員団体は、人事委員会に対して、登録を申請することができるという登録制度が設けられており、平成30年度末における登録職員団体数は4団体である。地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例に基づいて人事委員会に登録されている平成30年度の職員団体の状況は、第28表のとおりである。

なお、登録された職員団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項の規定により、法人となる旨を人事委員会に申し出ることにより法人になることができ、平成30年度末で法人格を持つ職員団体は3団体となっている。

第28表 登録職員団体の状況 (平成30年度)

名称	宮崎県高等学校 教職員組合	宮崎県 教職員組合	宮崎県庁職員 労働組合	教育事務 ユニオ ンオ ザ シ キ
登録番号	第1号	第3号	第5号	第6号
登録年月日	S41. 9. 27	S41. 9. 27	S41. 9. 27	H13. 6. 8
主たる事務所の所在地	宮崎市太田 1丁目3番40号	宮崎市太田 1丁目3番39号 教育会館内	宮崎市橋通東 2丁目10番1号	宮崎市太田 1丁目3番39号 教育会館内
代表者	執行委員長 藤元正	執行委員長 下原政広	執行委員長 大村謙司	執行委員長 大窪浩二
職員団体名又は 連合体の区分	単位団体	単位団体	単位団体	単位団体
法人格取得 の有無	有	有	有	無
役員数	執行委員長 1名 書記長兼 会計委員 1名 監査委員 2名 計4名	執行委員長 1名 書記長 1名 専従執行委員 1名 非専従執行委員 2名 専門部長 4名 会計監査 3名 特別執行委員 4名 計16名	執行委員長 1名 副執行委員長 1名 書記長 1名 執行委員 9名 会計監事 3名 特別執行委員 3名 計18名	執行委員長 1名 執行副委員長 2名 書記長 1名 書記次長 1名 監査委員 2名 計7名
登録事項の変更	役員改選 (30.4.1)	役員改選 (30.4.1)	役員改選 (30.4.1)	役員改選 (30.4.1)

4 分限及び懲戒

任命権者が分限及び懲戒処分を行った場合は、関係規則の定めるところにより、書面の写し1通を添えて、人事委員会に通知することになっている。

平成30年度の分限及び懲戒処分の状況は、第29表のとおりである。

第29表 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分 任命権者	分 限 (件数)					懲 戒 (件数)				
	免 職	降 任	降給※	休 職	計	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
知事部局	0	0		67	67	3	0	0	3	6
教育委員会	0	0		186	186	1	1	3	5	10
警察本部	0	0		16	16	0	2	1	0	3
議 会	0	0		0	0	0	0	0	0	0
各種委員会	0	0		0	0	0	0	0	0	0
企業局	0	0		2	2	0	0	0	0	0
病院局	0	0		28	28	0	0	1	0	1
計	0	0		299	299	4	3	5	8	20

※「降給」の処分事由は条例で定める必要があるが、本県では定められていない。

第 5 章

資

料

1 県職員採用試験の状況

(1) 県職員採用試験

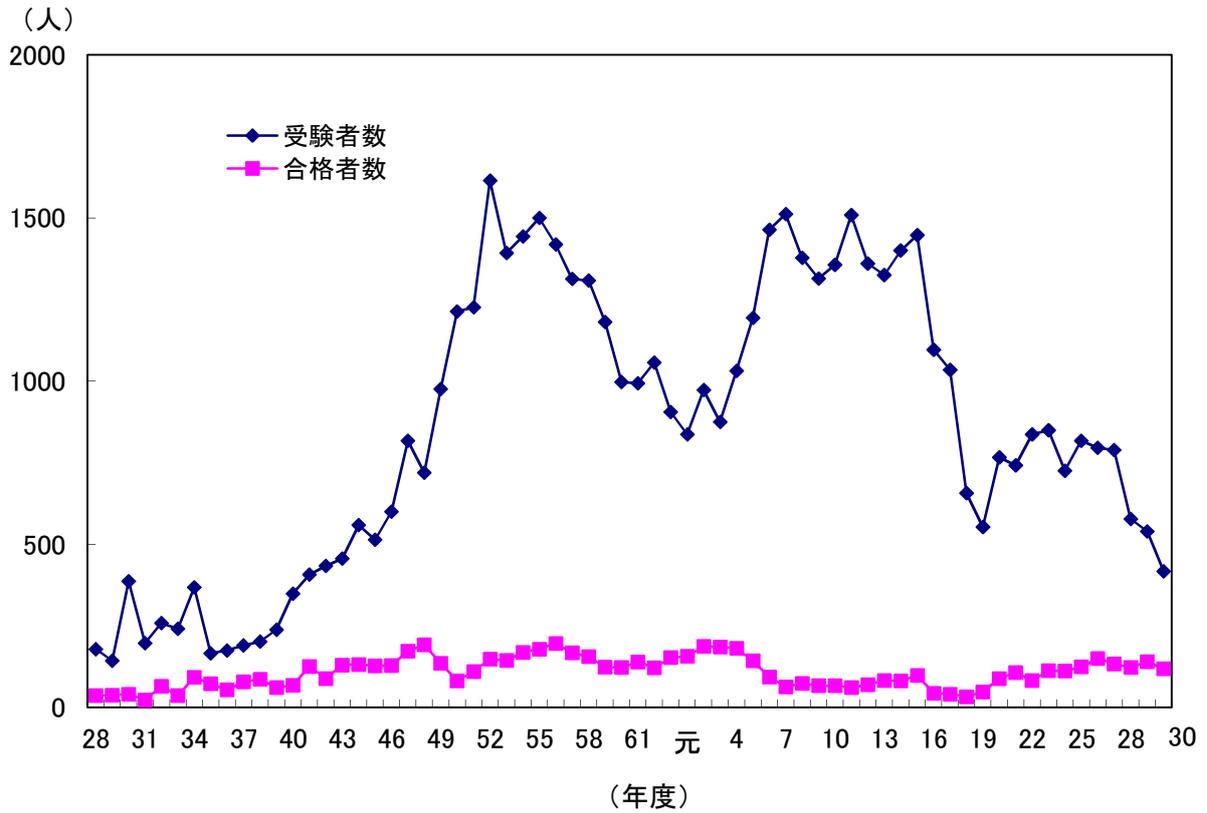
① 実施状況(大学卒業程度)

年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B	年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B
28	11	179	37	4.8	61	14	993	139	7.1
29	7	143	38	3.8	62	12	1,057	122	8.7
30	10	387	41	9.4	63	14	905	153	5.9
31	5	197	23	8.6	元	16	837	157	5.3
32	7	259	65	4.0	2	16	973	187	5.2
33	8	241	37	6.5	3	15	875	185	4.7
34	11	368	93	4.0	4	15	1,031	182	5.7
35	10	166	73	2.3	5	15	1,194	143	8.3
36	12	175	54	3.2	6	13	1,464	94	15.6
37	12	190	79	2.4	7	14	1,512	63	24.0
38	13	202	87	2.3	8	12	1,378	74	18.6
39	14	238	61	3.9	9	12	1,314	67	19.6
40	15	349	68	5.1	10	13	1,356	67	20.2
41	17	407	126	3.2	11	12	1,509	61	24.7
42	14	434	89	4.9	12	13	1,360	70	19.4
43	15	456	130	3.5	13	12	1,325	83	16.0
44	16	559	132	4.2	14	12	1,400	82	17.1
45	15	514	128	4.0	15	13	1,447	98	14.8
46	14	600	129	4.7	16	13	1,096	44	24.9
47	15	817	173	4.7	17	10	1,034	41	25.2
48	16	719	192	3.7	18	11	657	33	19.9
49	15	976	136	7.2	19	11	553	48	11.5
50	11	1,213	82	14.8	20	13	766	89	8.6
51	12	1,226	110	11.1	21	14	742	107	6.9
52	17	1,614	148	10.9	22	11	837	83	10.1
53	12	1,392	144	9.7	23	15	849	113	7.5
54	16	1,443	169	8.5	24	15	725	112	6.5
55	15	1,500	179	8.4	25	14	817	125	6.5
56	14	1,419	196	7.2	26	15	796	150	5.3
57	14	1,313	168	7.8	27	15	789	134	5.9
58	13	1,308	156	8.4	28	15	578	123	4.7
59	14	1,181	124	9.5	29	15	539	140	3.9
60	12	997	123	8.1	30	15	417	119	3.5

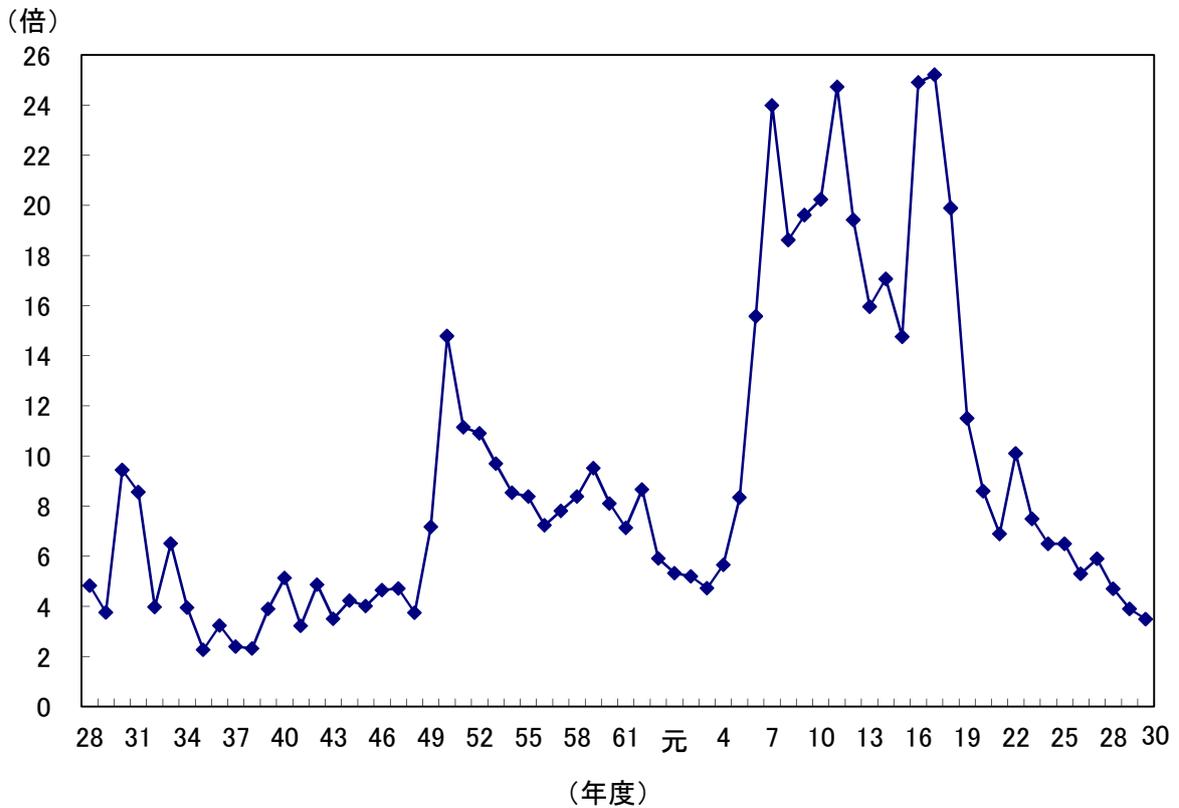
② 実施状況(大学卒業程度(社会人))

年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B	年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B
24	1	269	9	29.9	28	4	119	12	9.9
25	1	187	8	18.6	29	3	113	9	12.6
26	1	164	9	14.1	30	3	95	15	6.3
27	3	122	10	12.2					

③受験者数及び合格者数の推移(大学卒業程度、社会人除く)



④競争率の推移(大学卒業程度、社会人除く)



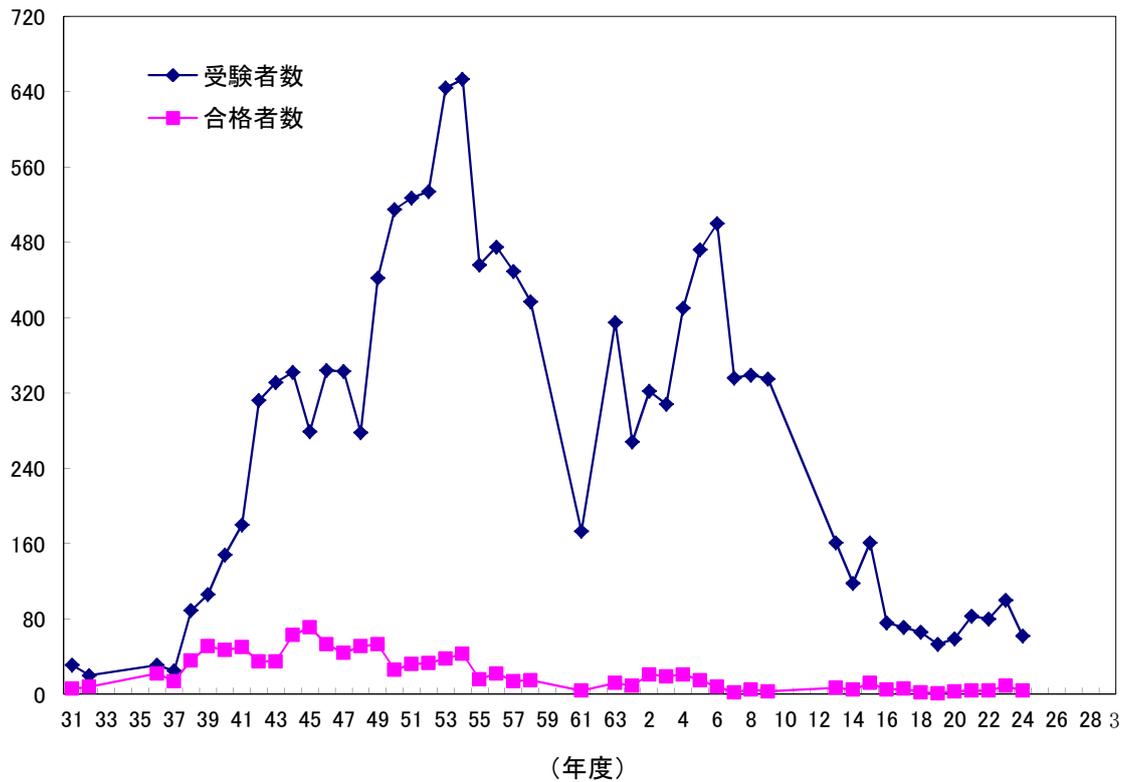
(2) 県職員採用試験（短期大学卒業程度）

① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
		A	B	A/B			A	B	A/B
28	—	—	—	—	61	1	173	4	43.3
29	—	—	—	—	62	—	—	—	—
30	—	—	—	—	63	1	395	12	32.9
31	1	31	6	5.2	元	1	268	9	29.8
32	1	20	8	2.5	2	2	322	21	15.3
33	—	—	—	—	3	2	308	19	16.2
34	—	—	—	—	4	2	410	21	19.5
35	—	—	—	—	5	1	472	15	31.5
36	1	31	22	1.4	6	1	500	8	62.5
37	2	25	14	1.8	7	1	336	2	168.0
38	3	89	36	2.5	8	1	339	5	67.8
39	4	106	51	2.1	9	1	335	3	111.7
40	4	148	47	3.1	10	—	—	—	—
41	4	180	50	3.6	11	—	—	—	—
42	5	312	35	8.9	12	—	—	—	—
43	5	331	35	9.5	13	1	161	7	23.0
44	5	342	63	5.4	14	1	118	5	23.6
45	6	279	71	3.9	15	2	161	12	13.4
46	6	344	53	6.5	16	1	76	5	15.2
47	5	343	44	7.8	17	1	71	6	11.8
48	6	278	51	5.5	18	1	66	2	33.0
49	7	442	53	8.3	19	1	53	1	53.0
50	4	515	26	19.8	20	1	59	3	19.7
51	3	527	32	16.5	21	1	83	4	20.8
52	5	534	33	16.2	22	1	80	4	20
53	4	644	38	16.9	23	1	100	9	11
54	4	653	43	15.2	24	1	62	4	15.5
55	5	456	16	28.5	25	—	—	—	—
56	3	475	22	21.6	26	—	—	—	—
57	3	449	14	32.1	27	—	—	—	—
58	2	417	15	27.8	28	—	—	—	—
59	—	—	—	—	29	—	—	—	—
60	—	—	—	—	30	—	—	—	—

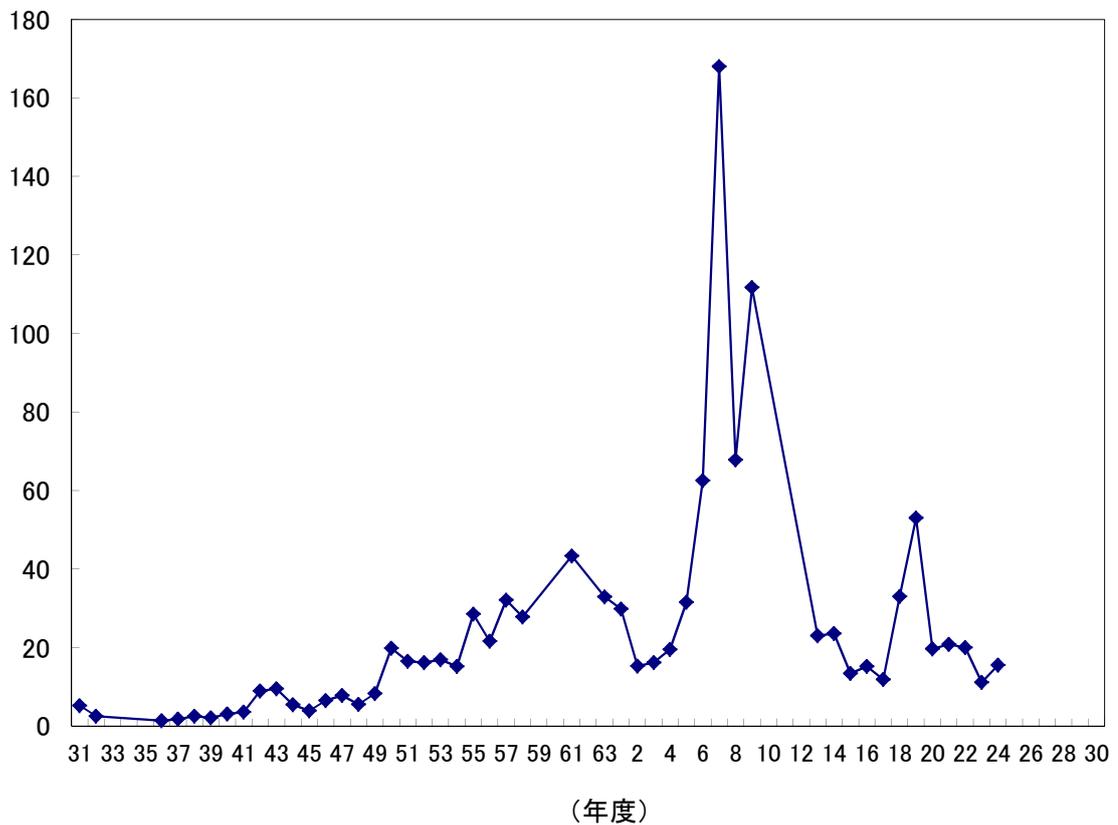
②受験者数及び合格者数の推移

(人)



③競争率の推移

(倍)

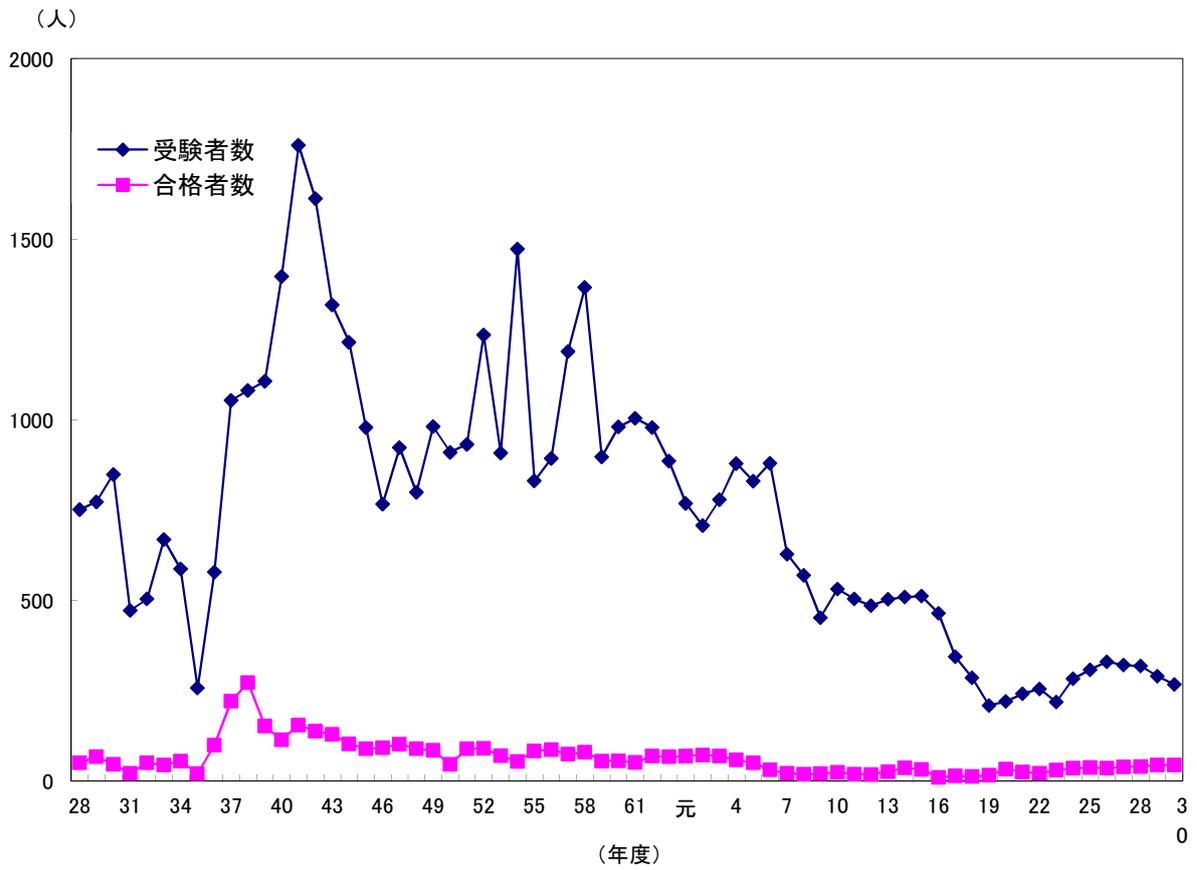


(3) 県職員採用試験（高等学校卒業程度）

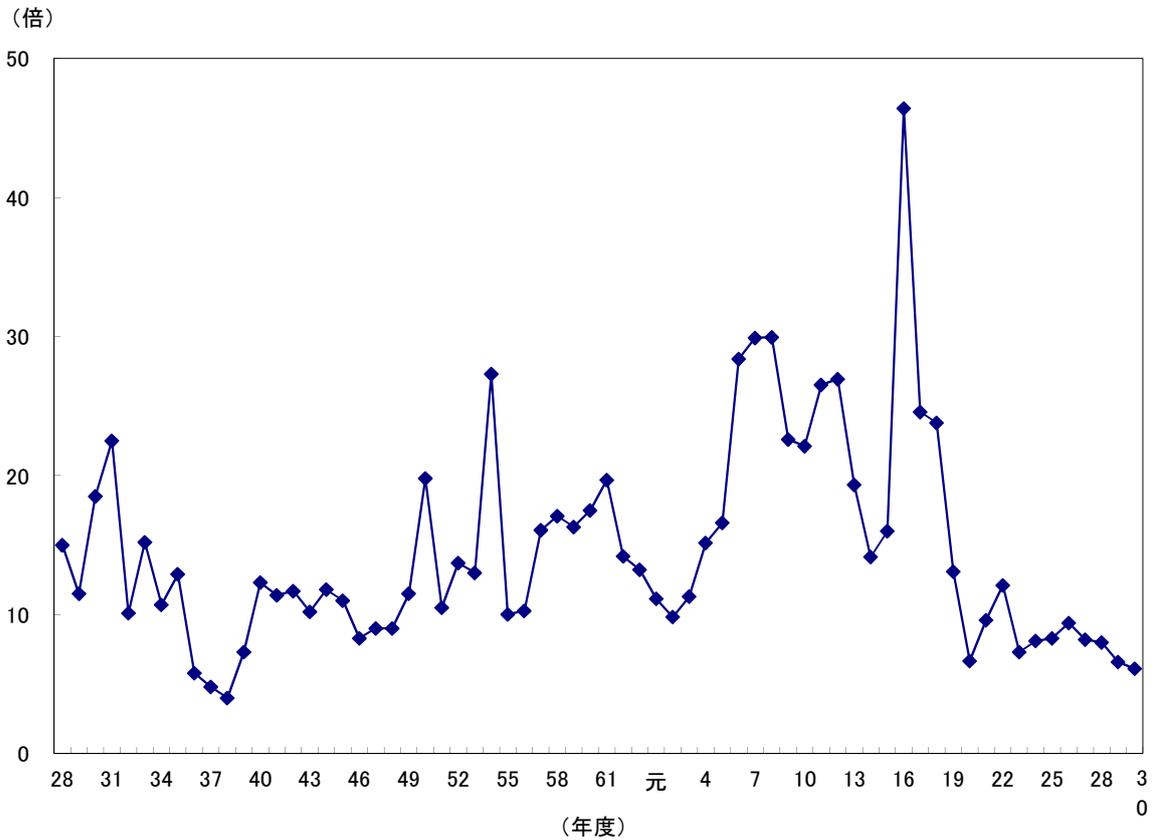
① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
		A	B	A/B			A	B	A/B
28	7	751	50	15.0	61	5	1,004	51	19.7
29	8	773	67	11.5	62	4	979	69	14.2
30	8	849	46	18.5	63	5	886	67	13.2
31	2	472	21	22.5	元	5	768	69	11.1
32	1	504	50	10.1	2	5	707	72	9.8
33	3	668	44	15.2	3	5	779	69	11.3
34	3	587	55	10.7	4	3	879	58	15.2
35	3	257	20	12.9	5	4	830	50	16.6
36	6	578	99	5.8	6	4	880	31	28.4
37	9	1,054	221	4.8	7	4	628	21	29.9
38	9	1,081	272	4.0	8	5	569	19	29.9
39	8	1,107	152	7.3	9	4	452	20	22.6
40	8	1,397	114	12.3	10	3	531	24	22.1
41	8	1,760	155	11.4	11	4	504	19	26.5
42	8	1,612	138	11.7	12	4	485	18	26.9
43	9	1,318	129	10.2	13	4	503	26	19.3
44	8	1,215	103	11.8	14	4	509	36	14.1
45	5	979	89	11.0	15	3	512	32	16.0
46	5	766	92	8.3	16	3	464	10	46.4
47	5	923	102	9.0	17	2	344	14	24.6
48	5	799	89	9.0	18	2	286	12	23.8
49	5	981	85	11.5	19	2	209	16	13.1
50	5	910	46	19.8	20	3	220	33	6.7
51	4	932	89	10.5	21	4	241	25	9.6
52	6	1,235	90	13.7	22	4	255	21	12.1
53	6	908	70	13.0	23	4	218	30	7.3
54	6	1,473	54	27.3	24	4	283	35	8.1
55	7	831	83	10.0	25	4	308	37	8.324
56	6	893	87	10.3	26	4	330	35	9.4
57	7	1,189	74	16.1	27	4	321	39	8.2
58	8	1,367	80	17.1	28	4	318	40	8.0
59	8	897	55	16.3	29	4	290	44	6.6
60	6	980	56	17.5	30	4	267	44	6.1

②受験者数及び合格者数の推移



③競争率の推移

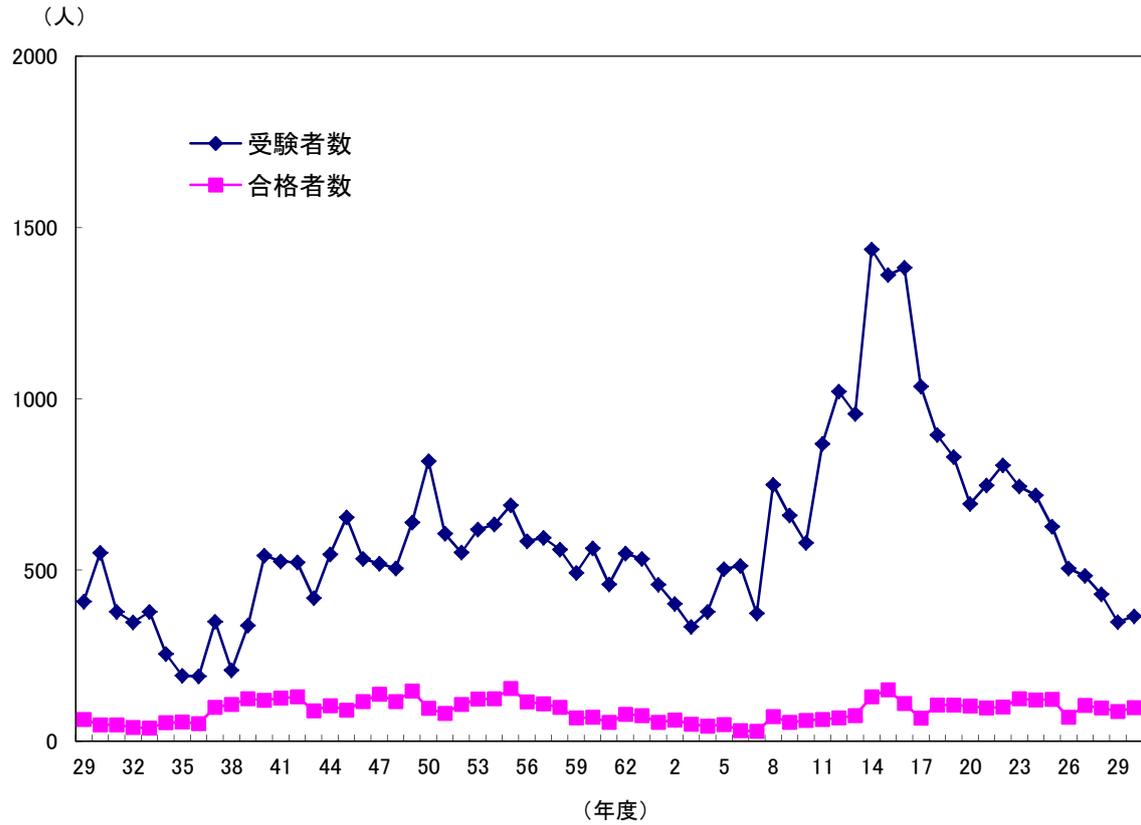


(4) 警察官採用試験

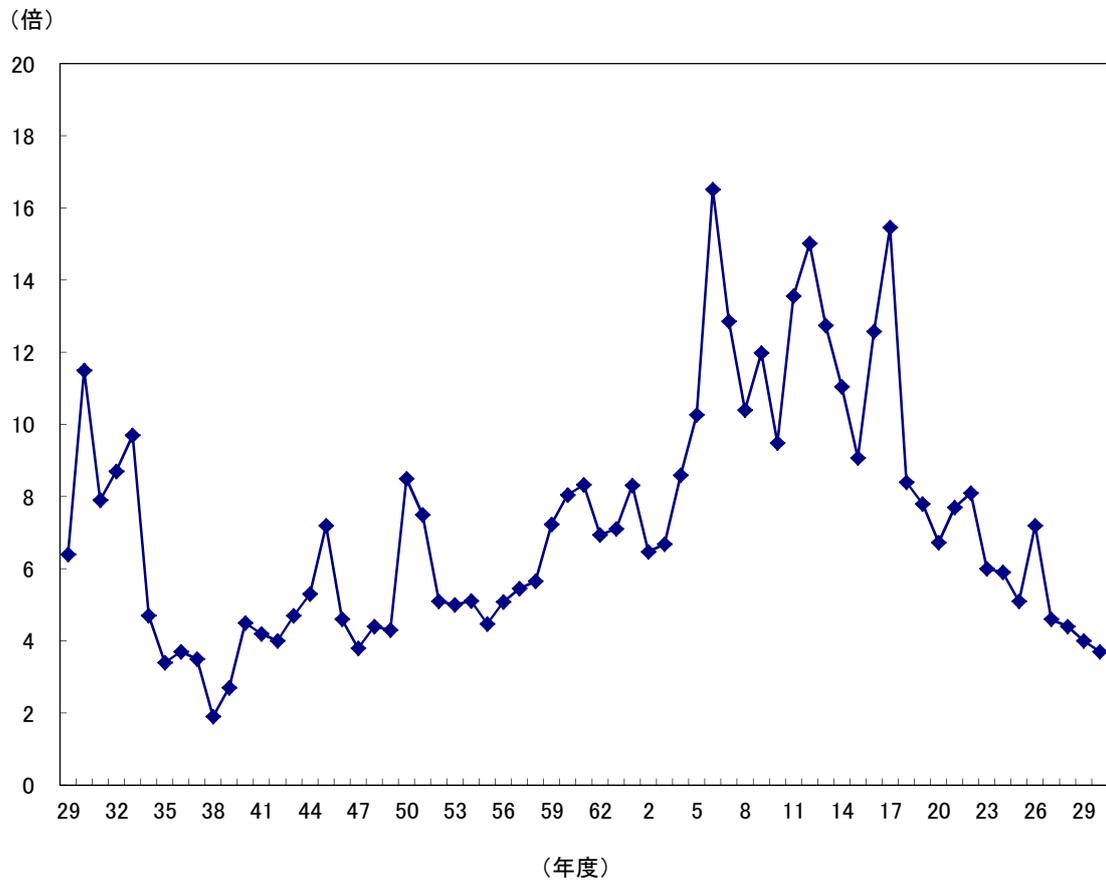
① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
		A	B	A/B			A	B	A/B
28	—	—	—	—	61	2	458	55	8.3
29	1	408	64	6.4	62	2	548	79	6.9
30	1	550	48	11.5	63	2	533	75	7.1
31	1	378	48	7.9	元	3	457	55	8.3
32	1	347	40	8.7	2	3	401	62	6.5
33	1	378	39	9.7	3	3	334	50	6.7
34	1	255	54	4.7	4	3	378	44	8.6
35	1	191	56	3.4	5	2	503	49	10.3
36	1	190	52	3.7	6	2	512	31	16.5
37	1	349	99	3.5	7	2	373	29	12.9
38	1	207	108	1.9	8	4	749	72	10.4
39	1	338	124	2.7	9	3	659	55	12.0
40	1	542	120	4.5	10	2	579	61	9.5
41	1	525	126	4.2	11	3	868	64	13.6
42	1	522	130	4.0	12	3	1,021	68	15.0
43	1	418	89	4.7	13	3	956	75	12.7
44	1	546	104	5.3	14	5	1,436	130	11.0
45	1	654	91	7.2	15	6	1,361	150	9.1
46	1	533	116	4.6	16	6	1,383	110	12.6
47	1	519	137	3.8	17	4	1,036	67	15.5
48	1	505	116	4.4	18	4	894	106	8.4
49	2	639	147	4.3	19	4	830	106	7.8
50	2	818	96	8.5	20	4	693	103	6.7
51	2	606	81	7.5	21	4	747	97	7.7
52	2	551	108	5.1	22	4	806	100	8.1
53	2	618	123	5.0	23	4	744	124	6.0
54	2	633	124	5.1	24	4	718	121	5.9
55	2	689	154	4.5	25	4	627	122	5.1
56	2	584	115	5.1	26	4	505	70	7.2
57	2	594	109	5.4	27	4	483	105	4.6
58	2	560	99	5.7	28	4	429	97	4.4
59	2	492	68	7.2	29	4	348	87	4.0
60	2	563	70	8.0	30	4	365	98	3.7

②受験者数及び合格者数の推移



③競争率の推移



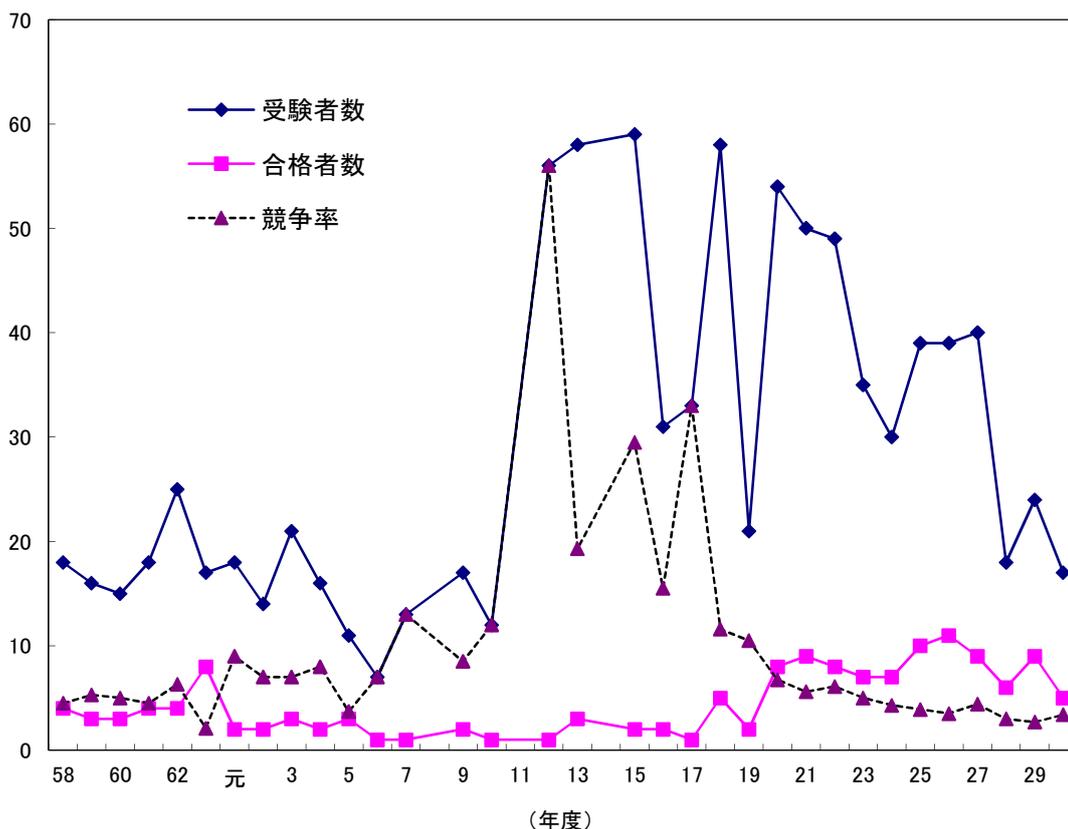
(5) 保健師採用試験

① 実施状況

年度	受験者数			競争率	年度	受験者数		
	A	B	A/B			A	B	A/B
58	18	4	4.5	13	58	3	19.3	
59	16	3	5.3	14	—	—	—	
60	15	3	5.0	15	59	2	29.5	
61	18	4	4.5	16	31	2	15.5	
62	25	4	6.3	17	33	1	33.0	
63	17	8	2.1	18	58	5	11.6	
元	18	2	9.0	19	21	2	10.5	
2	14	2	7.0	20	54	8	6.8	
3	21	3	7.0	21	50	9	5.6	
4	16	2	8.0	22	49	8	6.1	
5	11	3	3.7	23	35	7	5.0	
6	7	1	7.0	24	30	7	4.3	
7	13	1	13.0	25	39	10	3.9	
8	—	—	—	26	39	11	3.5	
9	17	2	8.5	27	40	9	4.4	
10	12	1	12.0	28	18	6	3.0	
11	—	—	—	29	24	9	2.7	
12	56	1	56.0	30	17	5	3.4	

② 受験者数、合格者数及び競争率の推移

(人)(倍)



(6) 薬剤師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	A	B	A/B
15	—	—	—
16	17	1	17.0
17	17	4	4.3
18	14	5	2.8
19	23	4	5.8
20	25	7	3.6
21	12	4	3.0
22	13	7	1.9
23	16	9	1.8
24	25	13	1.9
25	17	8	2.1
26	15	10	1.5
27	14	11	1.3
28	12	7	1.7
29	8	4	2.0
30	11	8	1.4

(7) 診療放射線技師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	A	B	A/B
14	34	2	17.0
15	—	—	—
16	—	—	—
17	22	1	22.0
18	—	—	—
19	16	1	16.0
20	20	3	6.7
21	14	2	7.0
22	21	3	7.0
23	14	2	7.0
24	11	2	5.5
25	9	4	2.3

※平成26年度より選考により採用する職となった。

(8) 臨床検査技師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	A	B	A/B
15	39	1	39.0
16	34	4	8.5
17	20	3	6.7
18	27	1	27.0
19	24	2	12.0
20	—	—	—
21	28	3	9.3
22	—	—	—
23	29	4	9.3
24	32	3	10.7
25	24	6	4.0
26	17	4	4.3
27	24	3	8.0
28	17	3	5.7
29	21	5	4.2
30	26	4	6.5

2 給与勧告の経緯

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
26	11.28			
27	11.20			
28	11.30			
29	10.13	3級 7.1 4-7級 20.0 8・9級 28.5 10-13級 27.5		
30	11.10	2-3級 0.6 4-7級 6.5 8・9級 11.0 10-14級 0.09		
31	11.30	4-7級 8.5 8-9級 6.4 10級以上 25.6		32. 4. 1から国に準じて給料表改正
32	11.30		2.3	
33	11.29	行政 全職	11.8 1.9	
34	12.15		3.0	
35	12. 6		14.3	
36	12. 1		9.0	
37	11.26		8.6	
38	11.26		6.8	
39	11.14		7.2	8.9
40	11. 1		6.84	7.12
41	10.19		6.30	6.67
42	10.17		5.42	7.75
43	10.15		5.21	7.88
44	10.14		7.70	9.8
45	10. 8		9.94	全職 11.7 行政 11.33
46	10.16		9.34	全職 11.40 行政 11.45
47	10. 9		13.02	全職 10.56 行政 10.47
48	9.17		12.79	全職 15.31 行政 15.28
49	8.23		28.39	全職 28.73 行政 29.17
50	10.13		8.89	全職 10.46 行政 10.82
51	11. 2		6.02	全職 6.55 行政 6.90
52	11. 2		6.24	全職 6.61 行政 6.96
53	10.26		3.47	全職 3.71 行政 3.82

1号下位切替え
50. 6. 1

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
23	12. 10		23. 12. 1から勧告どおり
24	12. 4		実施せず
25	8. 9		26. 1. 1から一部実施
26	8. 20		26. 10. 1から一部実施
27	8. 1		27. 11. 1から一部実施
28	7. 18		29. 1. 1から一部実施
29	7. 19	2・3級 4.7 4－7級 9.0 8－14級	ベース改定勧告留保
30	7. 16	2・3級 4.7 4－7級 8.9 8－14級 12.4	ベース改定勧告留保
31	7. 16	11.0	俸給表の合理化勧告 32. 4. 1から一部実施
32	7. 16	3.0	32. 4. 1からほぼ完全実施
33	7. 16	4.0	通勤手当新設 (33. 4. 1) 34. 4. 1から完全実施
34	7. 16	5.7	35. 4. 1から完全実施
35	8. 8	12.4	35. 10. 1からほぼ完全実施
36	8. 8	7.3	36. 10. 1から完全実施
37	8. 10	9.3	37. 10. 1から完全実施
38	8. 10	7.5	38. 10. 1から完全実施
39	8. 12	8.5	39. 9. 1から完全実施
40	8. 13	7.2	40. 9. 1から完全実施
41	8. 12	6.9	41. 9. 1から完全実施
42	8. 15	7.9	42. 8. 1から完全実施
43	8. 16	8.0	43. 7. 1から完全実施
44	8. 15	10.2	44. 6. 1から完全実施
45	8. 14	12.67	45. 5. 1から完全実施 期末手当 0.1増額、勤勉手当 0.1増額
46	8. 13	11.74	46. 5. 1から完全実施 期末手当 0.1増額
47	8. 15	10.68	47. 4. 1から完全実施
48	8. 9	15.39	48. 4. 1から完全実施
49	7. 26	29.64	49. 4. 1から完全実施 期末手当 0.4増額
50	8. 13	10.85	50. 4. 1から完全実施
51	8. 10	6.94	51. 4. 1から完全実施 期末手当 0.1減額、勤勉手当 0.1減額
52	8. 9	6.92	52. 4. 1から完全実施
53	8. 11	3.84	53. 4. 1から完全実施 期末手当 0.1減額

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
54	10.25	3.08	全職 3.45 行政 3.57	
55	10.20	4.42	全職 4.19 行政 4.53	
56	10.19	5.23	全職 4.56 行政 4.88	部長級以上は57. 4. 1実施 期末・勤勉手当は旧ベース 実施見送り
57	10.18	4.41	全職 4.36 行政 4.57	
58	10.17	6.17	全職 6.21 行政 6.43	2.02%実施
59	10.17	6.16	全職 6.18 行政 6.37	3.33%実施
60	10.16	5.55	全職 5.33 行政 5.00	実施内容は勧告どおり 実施時期は60. 7. 1
61	10.15	2.14	全職 2.24 行政 2.30	61. 4. 1から完全実施
62	10.14	1.42	全職 1.40 行政 1.42	62. 4. 1から完全実施
63	10.13	2.31	全職 2.29 行政 2.35	63. 4. 1から完全実施
元	10.12	3.08	全職 2.82 行政 2.90	元. 4. 1から完全実施
2	10.11	3.50	全職 3.54 行政 3.57	2. 4. 1から完全実施
3	10.11	3.58	全職 3.64 行政 3.77	3. 4. 1から完全実施
4	10. 9	2.63	全職 2.74 行政 2.70	4. 4. 1から完全実施
5	10. 7	1.71	全職 2.03 行政 1.91	5. 4. 1から完全実施
6	10. 5	1.02	全職 1.34 行政 1.17	6. 4. 1から完全実施
7	10. 4	0.78	全職 1.00 行政 0.83	7. 4. 1から完全実施
8	10. 4	0.88	全職 1.00 行政 0.88	8. 4. 1から完全実施
9	10. 3	0.85	全職 1.00 行政 0.96	9. 4. 1から完全実施 (指定職相当職は、10. 4. 1から実施)
10	10. 5	0.69	全職 0.71 行政 0.68	10. 4. 1から完全実施
11	10. 5	0.27	全職 0.28 行政 0.23	11. 4. 1から完全実施 ※行政職10、11級等については給料表 改定の勧告見送り
12	10. 3	0.05	全職 0.13 行政 0.15	12. 4. 1から完全実施 ※給料表改定の勧告見送り、扶養手当 改定
13	10. 2	0.07	—	13. 4. 1から完全実施 ※特例一時金 (3,396円) 支給
14	10. 7	△2.05	全職 △1.94 行政 △2.05	15. 1. 1から完全実施 ※年間給与で民間との均衡を図るため、 3月期の期末手当で調整

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
54	8. 10	3. 70	54. 4. 1から完全実施 (指定職は54. 10. 1)
55	8. 8	4. 61	55. 4. 1から完全実施 (指定職は55. 10. 1)
56	8. 7	5. 23	56. 4. 1実施 (指定職、本省の課長等は、57. 4. 1実施。期末・勤勉手当は旧ベースに凍結)
57	8. 6	4. 58	実施見送り
58	8. 5	6. 47	58. 4. 1から2. 03%実施
59	8. 10	6. 44	59. 4. 1から3. 37%実施
60	8. 7	5. 74	実施内容は勧告どおり 実施時期は60. 7. 1
61	8. 12	2. 31	61. 4. 1から完全実施
62	8. 6	1. 47	62. 4. 1から完全実施
63	8. 4	2. 35	63. 4. 1から完全実施
元	8. 4	3. 11	元. 4. 1から完全実施
2	8. 7	3. 67	2. 4. 1から完全実施
3	8. 7	3. 71	3. 4. 1から完全実施
4	8. 7	2. 87	4. 4. 1から完全実施
5	8. 3	1. 92	5. 4. 1から完全実施
6	8. 2	1. 18	6. 4. 1から完全実施
7	8. 1	0. 90	7. 4. 1から完全実施
8	8. 1	0. 95	8. 4. 1から完全実施
9	8. 4	1. 02	9. 4. 1から完全実施 (指定職は、10. 4. 1から実施)
10	8. 12	0. 76	10. 4. 1から完全実施
11	8. 11	0. 28	11. 4. 1から完全実施 ※行政職10、11級等については給料表改定の勧告見送り
12	8. 15	0. 12	12. 4. 1から完全実施 ※給料表改定の勧告見送り、扶養手当改定
13	8. 8	0. 08	13. 4. 1から完全実施 ※特例一時金 (3,756円) 支給
14	8. 8	△2. 03	14. 12. 1から完全実施 ※年間給与で民間との均衡を図るため、12月期の期末手当で調整

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
15	10. 1	△1.18	全職 行政 △1.09 △1.17	15.12. 1から完全実施 ※改定実施までの公民較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整
16	10. 4	△0.05	—	改定見送り
17	10. 5	△0.40	全職 行政 △0.35 △0.36	1 公民較差に基づく給与改定 17.12. 1から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・扶養手当の減額 (△ 500円) ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引き上げ) 2 給与制度の見直し 18. 4. 1から実施 ・給与カーブのフラット化 ・級構成の再編 (行政職11級→9級) ・号棒構成の見直し (号給の4分割) ・昇給制度 (普通昇給と特別昇給の統合、年1回、枠外昇給制度の廃止) ・調整手当に替えて地域手当を新設 ・新旧給料月額差額の支給
18	10. 6	0.05		1 公民較差に基づく給与改定 ・公民給与の比較方法の見直し 企業規模 100人以上→50人以上 ・給与改定 月例給は改定見送り 特別給はH18.12月期を0.025月引き下げ 2 給与制度の見直し 19. 4. 1実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・管理職手当の定額化 ・扶養手当の改定 (子等の支給額を1,000円引き上げ)
19	10. 5	0.26	行政 0.20	1 公民較差に基づく給与改定 19. 4. 1から完全実施 ※初任給を中心に若年層に限定した給料月額の引き上げ ・扶養手当の改定 (子等の支給額を500円引き上げ) ・東京都特別区の地域手当の支給割合を改定 (0.5%引き上げ)

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
15	8. 8	△1.07	15.11. 1から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、 12月期の期末手当で調整
16	8. 6	0.01	改定見送り
17	8.15	△0.36	1 官民較差に基づく給与改定 17.12. 1から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、 12月期の期末手当で調整 ・扶養手当の減額 (△ 500円) ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引き上げ) 2 給与構造改革 18. 4. 1から実施 ・給与カーブのフラット化 (平均改定率△ 4.8%) ・級構成の再編 (行政職(一)11級→10級) ・号棒構成の見直し (号棒の4分割) ・昇給制度 (査定昇給、年1回、枠外昇給制度の廃止) ・調整手当に替えて地域手当を新設 ・新旧俸給月額の差額の支給
18	8. 8	0.00	1 官民較差に基づく給与改定 ・官民給与の比較方法の見直し 企業規模 100人以上→50人以上 ・給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 2 給与構造改革 19. 4. 1実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・広域異動手当の新設 ・俸給の特別調整額の定額化 ・扶養手当の改定 (子等の支給額を 1,000円引き上げ)
19	8. 8	0.35	1 官民較差に基づく給与改定 19. 4. 1実施 ※初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の引き上げ ・扶養手当の改定 (子等の支給額を 500円引き上げ) ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引き上げ) ・地域手当の支給割合の改定 (0.5%引き上げ) 2 給与構造改革 20. 4. 1実施 ・専門スタッフ職俸給表の新設

年度	宮 崎 県				
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)		実 施
20	10. 6	0.05			1 民間給与との較差に基づく給与改定 ・月例給、特別給とも改定見送り ・初任給調整手当の改定 2 給与制度の見直し ・給与条例教育職給料表(二)及び市町村給与条例教育職給料表の改定
21	10. 6	△0.26	行政	△0.25	1 民間給与との較差に基づく給与改定 21.12.1から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・自宅に係る住居手当の減額(△500円) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.3月引き下げ)
22	10. 8	△0.18	行政	△0.17	1 民間給与との較差に基づく給与改定 22.12.1から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・55歳を超える職員の給料、管理職手当を一定率で減額(△1.0%) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.2月引き下げ)
23	11. 2	△0.29	行政	△0.29	1 民間給与との較差に基づく給与改定 23.12.1から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・特別給は改定見送り
24	10. 5	△0.11			1 民間給与との較差に基づく給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 2 給与制度の見直し ・昇給制度(55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止(26.4.1から実施)) ・自宅住居手当の廃止(25.4.1から実施)
25	10. 10	0.05			1 民間給与との較差に基づく給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 2 給与制度の見直し ・経過措置額の廃止(26.4.1から実施) ・昇給抑制の回復(26.4.1から実施)

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
20	8. 11	0. 04	1 官民較差に基づく給与改定 <ul style="list-style-type: none"> ・月例給、特別給とも改定見送り ・初任給調整手当の改定 2 給与構造改革 <ul style="list-style-type: none"> ・本府省業務調整手当の新設 ・地域手当の支給割合の改定
21	8. 11	△0. 22	1 官民較差に基づく給与改定 <p>21. 12. 1から完全実施</p> ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅に係る住居手当の廃止 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0. 35月引下げ)
22	8. 10	△0. 19	1 官民較差に基づく給与改定 <p>22. 12. 1から完全実施</p> ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 <ul style="list-style-type: none"> ・55歳を超える職員の俸給及び俸給の特別調整額を一定率で減額 (△ 1. 5%) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0. 2月引下げ)
23	9. 30	△0. 23	1 官民較差に基づく給与改定 <p>「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の成立 (24. 2. 29) により、24. 3. 1から完全実施</p> ※改定実施までの較差相当分を解消するため、24年6月期の期末手当で調整 <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置額を平成26年4月に全額廃止
24	8. 8	△0. 07	1 官民較差に基づく給与改定 <ul style="list-style-type: none"> ・月例給、特別給とも改定見送り 2 昇給制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止 (26. 1. 1から実施)
25	8. 8	0. 02	1 官民較差に基づく給与改定 <ul style="list-style-type: none"> ・月例給、特別給とも改定見送り

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
26	10. 9	0.23	0.24	1 民間給与との較差に基づく給与改定 26. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（0.15月引上げ） ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・通勤手当の引上げ 2 給与制度の総合的見直し 27. 4. 1から実施 ・世代間の給与配分の見直しの観点から給与カーブの見直し（平均改定率△2%、50歳台後半層が多く在職す高位号給は最大△4%程度、初任給に係る号給は据置き） ・号給の増設 ・諸手当（単身赴任手当、地域手当、管理職員特別勤務手当）の見直し ・新旧給料月額額の差額の支給（当分の間）
27	10. 7	1.10	1.02	1 民間給与との較差に基づく給与改定 27. 4. 1から完全実施 ・給料表の引上げ（平均改定率0.43%） ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・28年4月以降に引上げ予定としていた地域手当の引上げを一部（0.5～1%）前倒しして実施 ・給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の取扱いの見直し ・高齢層職員に対する給料等の1%減額措置の廃止 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（0.1月引上げ） 2 給与制度の総合的見直し（28年度において実施する事項） 28. 4. 1から実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・単身赴任手当の支給額の改定
28	10. 6	0.16	0.12	1 民間給与との較差に基づく給与改定 28. 4. 1から完全実施 ・給料表の引上げ（平均改定率0.2%） ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（0.1月引上げ） 2 給与制度の改正 29. 4. 1から実施 ・配偶者に係る扶養手当の見直し（段階実施）

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
26	8. 7	0.27	<p>1 官民較差に基づく給与改定 26. 4. 1から完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.15月引上げ) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・通勤手当の引上げ <p>2 給与制度の総合的見直し 27. 4. 1から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間・世代間の給与配分の見直しの観点から給与カーブの見直し (平均改定率△2%、50歳台後半層が多く在職する高位号俸は最大△4%、初任給に係る号俸は据置き) ・号俸の増設 ・諸手当 (広域異動手当、単身赴任手当、本府省業務調整手当、管理職員特別勤務手当) の見直し ・新旧給料月額の差額の支給 (3年間)
27	8. 6	0.36	<p>1 官民較差に基づく給与改定 27. 4. 1から完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・俸給表の引上げ (平均改定率0.4%) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・28年4月以降に引上げ予定としていた地域手当の引上げを一部 (0.5~2%) 前倒しして実施 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.1月引上げ) <p>2 給与制度の総合的見直し (28年度において実施する事項) 28. 4. 1から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域手当の支給割合の改定 ・単身赴任手当の支給額の改定
28	8. 8	0.17	<p>1 官民較差に基づく給与改定 28. 4. 1から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・俸給表の引上げ (平均改定率0.2%) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.1月引上げ) <p>2 給与制度の改正等 29. 4. 1から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与制度の総合的見直し (29年度において実施する事項) 本府省業務調整手当の引上げ ・配偶者に係る扶養手当の見直し (段階実施) ・専門スタッフ職俸給表4級の新設

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
29	10. 12	0.15	0.12	1 民間給与との較差に基づく給与改定 29. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（ 0.10月引上げ）
30	10. 5	0.17	0.15	1 民間給与との較差に基づく給与改定 30. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（ 0.05月引上げ） 2 給与制度の改正 30. 4. 1から実施 ・宿日直手当の支給額の改定 31. 4. 1から実施 ・給与制度の総合的見直しに係る経過措 置の廃止

年度	国 (人事院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
29	8. 8	0.15	1 官民較差に基づく給与改定 29. 4. 1から完全実施 <ul style="list-style-type: none"> ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・本府省業務調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.10月引上げ) 2 給与制度の総合的見直し 30. 4. 1から実施 <ul style="list-style-type: none"> ・俸給表水準の引下げの際の経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に抑制された昇給を回復 (1号俸) ・本府省業務調整手当の引上げ
30	8.10	0.16	1 官民較差に基づく給与改定 30. 4. 1から完全実施 <ul style="list-style-type: none"> ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引上げ) 2 給与制度の改正 30. 4. 1から実施 <ul style="list-style-type: none"> ・宿日直手当の支給額の改定